



資料編

1. 大湊村環境基本条例
2. 大湊村環境審議会規則
3. 大湊村環境審議会名簿
4. 計画の策定経過
5. 村民・事業者アンケート

1 大潟村環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針（第8条）

第2節 環境基本計画等（第9条－第11条）

第3節 基本施策（第12条－第32条）

第4節 地球環境保全（第33条）

第3章 大潟村環境審議会（第34条・第35条）

附則

前文

大潟村は食料生産基地の建設を主な目的に、世紀の大事業「八郎潟干拓」によって生まれました。この干拓によって自然環境は一度大きく改変されましたが、環境への負荷の少ない農業の取り組みが進んだ結果、新たな自然環境、特に田畑を含めた「湿地性里山」環境が、豊かに育まれてきました。

一方で、調整池として残された八郎湖の水質は年々悪化し、一度失われた環境をとり戻すことは大変なコストと労力を要すること、また、今日の環境に関する様々な問題の解決には、社会経済活動そのものの見直しも必要であることを私たちは学んできました。

私たちは、大潟村の生物多様性を維持しつつ、人々の暮らす郷土として、また安全な食料生産基地として大潟村の環境がより豊かに育まれることを目指さなければなりません。その際、八郎湖の水質改善については、周囲の自治体とも連携を深め、主体的に取り組んでいく必要があります。また、地球温暖化やエネルギー等の地球規模の環境問題及び放射能等の環境や健康に影響を及ぼす問題に対しても自らの課題として取り組む必要があります。

このような認識のもと、村、村民、事業者等が協働し、環境の保全と創造に一体となって取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的発展可能な社会を実現することを目指し、ここに大潟村環境基本条例を制定します。

総 則（第1条－第7条）

（目 的）

第1条 この条例は、本村の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに、村、事業者、村民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、村民の福祉に貢献することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 「保全」は、現在の環境をこれ以上悪化させないよう、又は負荷を減らすよう、日常・社会・経済などに関する活動を行なうことをいい、「創造」は、失われてしまった環境をよみがえらせるための活動及びより良好な環境を作り出していくことをいう。「保全」はまた「創造」の意味をも含むが、ここではより積極的な決意を表すため「保全及び創造」を使う。
- (2) 湿地性里山 大潟村における、湿地の要素をあわせ持った里山環境をいう。大潟村は、周囲を調整池や承水路で囲まれ、その中に広大な水田やヨシ原、防災林が広がる独特の環境を有している。
- (3) 環境創造型農業 大潟村における、自然を豊かに保つことが農業者としての社会的責任であることを自覚し、八郎湖への環境負荷の削減、生きものとの共生及び豊かな生態系の創造をめざし実践される農業をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 村民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の村民に引き継いでいくこと。
- (2) 人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、村の主産業である農業生産活動及び日常生活等において人と自然とが健全に共生していくこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築を目的として、すべての者が、公平な役割分担のもとに主体的かつ積極的に資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進に取り組むこと。
- (4) 地球環境保全に関して、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識のもとにあらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進すること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する自然的社会的条件に応じた施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

(農業者をはじめとした事業者の責務)

第5条 農業者をはじめとした事業者（以下「事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、村民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が行う環境施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が行う環境施策、事業者並びに村民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 村は、環境施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、林野、農地、水辺等における多様な自然環境の保全及び創造により、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 村民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある生活空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの有効利用を推進し、並びに必要な技術等の活用を図ることにより、持続的発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 地球環境保全を積極的に推進すること。
- (6) 村、事業者、村民及び滞在者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 村長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として大潟村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び村民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 村は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境の適正な保全について十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 村長は、毎年本村の環境の状況、村が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策

(規制の措置)

第12条 村は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の原因となる行為

- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 生態系の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(誘導的措置)

第13条 村は、事業者及び村民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第14条 村は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好で快適な生活環境の保全及び創造)

第15条 村は、水と緑に親しむことができる生活空間、良好な景観、歴史的文化的な環境その他の地域の特性を生かした快適な環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第16条 村は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び村民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効的利用等の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の推進)

第17条 村は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の推進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(八郎湖の水環境及び生態系の保全及び創造)

第18条 村は、八郎湖が村の持続的発展の生命線であるという認識のもと、国、他の地方公共団体（以下、「国等」という。）及びその他の関係機関と協力し、八郎湖の水環境及び生態系の適正な保全及び創造に努めるとともに、健全な水環境と安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(湿地性里山環境の保全及び創造)

第19条 村は、人と自然とが豊かに共生できる基盤としての湿地性里山環境を保全及び創造するとともに、そこに棲む生物について多様性の保全、及び保護管理を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境創造型農業の推進)

第20条 村は、農地が有する環境の保全と創造に寄与する多面的な機能を尊重し、品質生産性の維持・向上を図りつつ、環境への負荷の低減に配慮した安全・安心な食料を生産するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、農業から生ずる廃棄物の適正な処理並びに循環的な利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

3 農業者は、環境創造型農業の実践に積極的に取り組むとともに、村が実施する環境創造型農業の推進のための施策に協力するものとする。

(環境影響評価の推進)

第21条 村は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第22条 村は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者が自主的に行う環境管理（環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備及び実施状況の点検等をいう。）の促進に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者及び村民の参加及び協力の促進)

第23条 村は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者及び村民の環境施策への参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第24条 村は、環境の保全及び創造について、事業者及び村民の関心と理解が深められ、これらの者による自発的な活動が促進されるように、教育並びに学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第25条 村は、事業者、村民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進並びにそれらの情報発信に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第26条 村は、環境の保全及び創造に資するため、必要な情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

2 前項の規定により収集及び提供する情報については、その種類及び項目の検討を定期的に行うものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第27条 村は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 村は、環境の状況を的確に把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

(立入調査)

第28条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、施設の状況その他の必要な事項の報告をするよう、又は村長の指定する職員等による必要と認める場所への立ち入り調査に協力するよう要請することができる。

2 事業者等は、前項に規定する調査等への協力要請を受けたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなければならない。

3 前項の規定により立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第29条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、法令に特別の定めがある場合を除くほか、事業者等に対し必要な改善を行うよう勧告することができる。

2 村長は、前項の規定による勧告を行った場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

3 村長は、第1項の規定による改善勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定め、当該勧告に従うべき旨を命ずることができる。

(環境の保全に関する協定の締結及び環境保全区域の設定)

第30条 村長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

2 村長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、区域内の一定の行為を制限すること等を内容とする環境保全区域を指定することができる。

3 村長は、前項に規定する区域及び制限内容等を定めようとするときは、大湊村環境審議会及び土地の所有者その他の利害関係者の意見を聴かななければならない。

- 4 村長は、環境保全区域を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示するとともに、環境保全区域にその旨を掲示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境保全区域の指定の解除及びその区域の変更についても準用する。

(推進体制の整備)

第31条 村は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国等との協力及び国等への要請)

第32条 村は、環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、国等と協力して、環境施策を推進するように努めるものとする。

- 2 村は、環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、国等に対し情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第4節 地球環境保全

(地球環境保全)

第33条 村は、地球環境保全に資するため、環境施策を推進するものとする。

- 2 村は、国等及びその他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

第3章 大潟村環境審議会

(設 置)

第34条 環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議するため、大潟村環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第35条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要と認められる事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し村長に意見を述べることができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 大潟村環境審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、大潟村環境基本条例（平成24年大潟村条例第2号。以下「条例」という。）第35条第3項の規定に基づき、大潟村環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 審議会は委員18名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 村内事業所を代表する者
- (3) 各種村内団体を代表する者
- (4) 公募村民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他村長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部 会)

第5条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから村長が委嘱し、当該事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

3 専門委員は、審議会及び部会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境エネルギー室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年12月11日から施行する。

3 大潟村環境審議会名簿

区分(第2条関係)	所 属	氏 名	備 考
1号委員	秋田県立大学名誉教授	佐藤 敦	会 長
	秋田県立大学名誉教授	小林由喜也	
	大潟村干拓博物館 館長	船木 信一	
2号委員	大潟村農業協同組合 専務理事	桑原 秀夫	
	大潟村シルバー人材センター 理事長	宮田 善拓	
	大潟土地改良区 理事長	今野 諭	
3号委員	大潟村婦人会 会長	山本 嘉子	
	大潟村有機農業推進協議会 会長	栢森 一夫	
	環境サークルたんぼぼ 事務局	大畑 和子	副会長
	大潟村廃棄物減量等推進協議会 会長	戸部 誉	
	自治会長連絡協議会 会長	屋敷 誠吾	
	大潟の自然を愛する会 会長	堤 朗	
	大潟村環境監視員 代表	富田 博文	
	廃油リサイクルの会「八郎湖」代表	川崎 幸江	
4号委員	公募村民	井戸 將悟	
5号委員	秋田地域振興局福祉環境部 地域環境専門員	堀内 和之	

4 計画の策定経過

実 施 日	内 容
平成24年4月1日	大潟村環境基本条例施行
令和3年2月	環境基本計画の策定のための村民アンケート調査の実施
	環境基本計画の策定のための事業者アンケート調査の実施
令和3年8月6日	第1回大潟村環境審議会
	環境基本計画策定プロジェクトチームの設置について
	環境基本計画策定にかかるアンケート実施結果について
	環境基本計画策定にかかる点検・評価の実施について
	今後のスケジュールについて
令和3年8月30日	庁内プロジェクトチームによる策定作業開始
	前期環境基本計画の総括と第二期環境基本計画素案策定作業
令和3年12月2日	第2回大潟村環境審議会
	大潟村環境基本計画素案について
令和4年3月4日	第3回大潟村環境審議会(書面開催)
	大潟村環境基本計画最終案について
令和4年3月11日	大潟村環境基本計画最終案のパブリックコメント実施
令和4年3月25日	環境基本計画策定完了

5 村民・事業者アンケート

(1) 調査概要

1) 目的

第2次大潟村環境基本計画の策定に向け、村民や村内の事業所に、日常取り組んでいる環境活動や、今後の大潟村の環境についてどのように考えているのかについての意見を聞くために調査を実施した。

2) 調査時期

令和3年3月

3) 調査対象

村民アンケート：全世帯（1,147世帯）

事業者アンケート：村内団体・事業者（40事業所）

4) 回収率

村民アンケート 41%

事業者アンケート 60%

5) 調査結果について

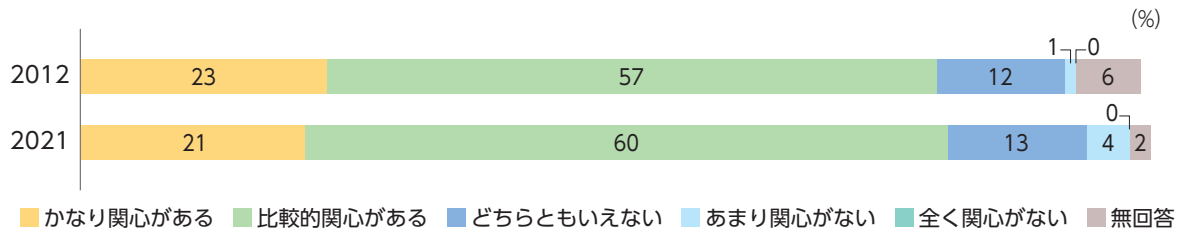
- ・本アンケートは平成24年度に、第1次環境基本計画を策定する際に行ったアンケートを基にしています。そのため、ここ10年間で村民や、村内の事業所の意識がどのように変化したか／変化していないか、を比較することができます。
- ・令和3年度の調査では、時代の変化や、大潟村の2050年までに自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦を踏まえて新たな設問や、選択肢を加えています。その設問や項目については、今回のみの調査結果を報告しています。

(2) 村民アンケート 調査結果

Q1 環境問題について関心がありますか。

環境問題に「かなり関心がある」「比較的関心がある」との回答は全体の約8割で、2012年比で大きな変化はなかった。

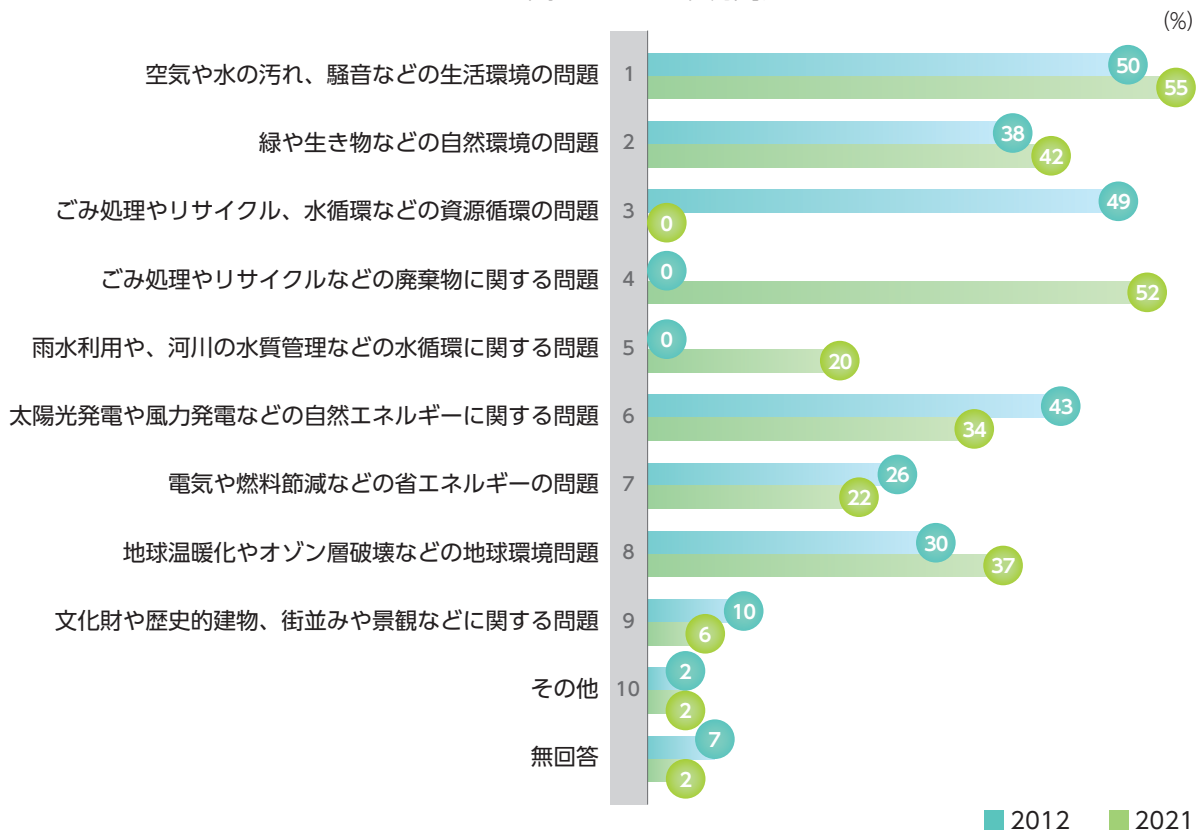
図1：環境問題への関心度



Q2 あなたは環境について、特にどの分野に関心がありますか。

2012年と同様、生活環境、廃棄物、自然環境に関する問題の順に関心が高かった。

図2：関心のある環境問題

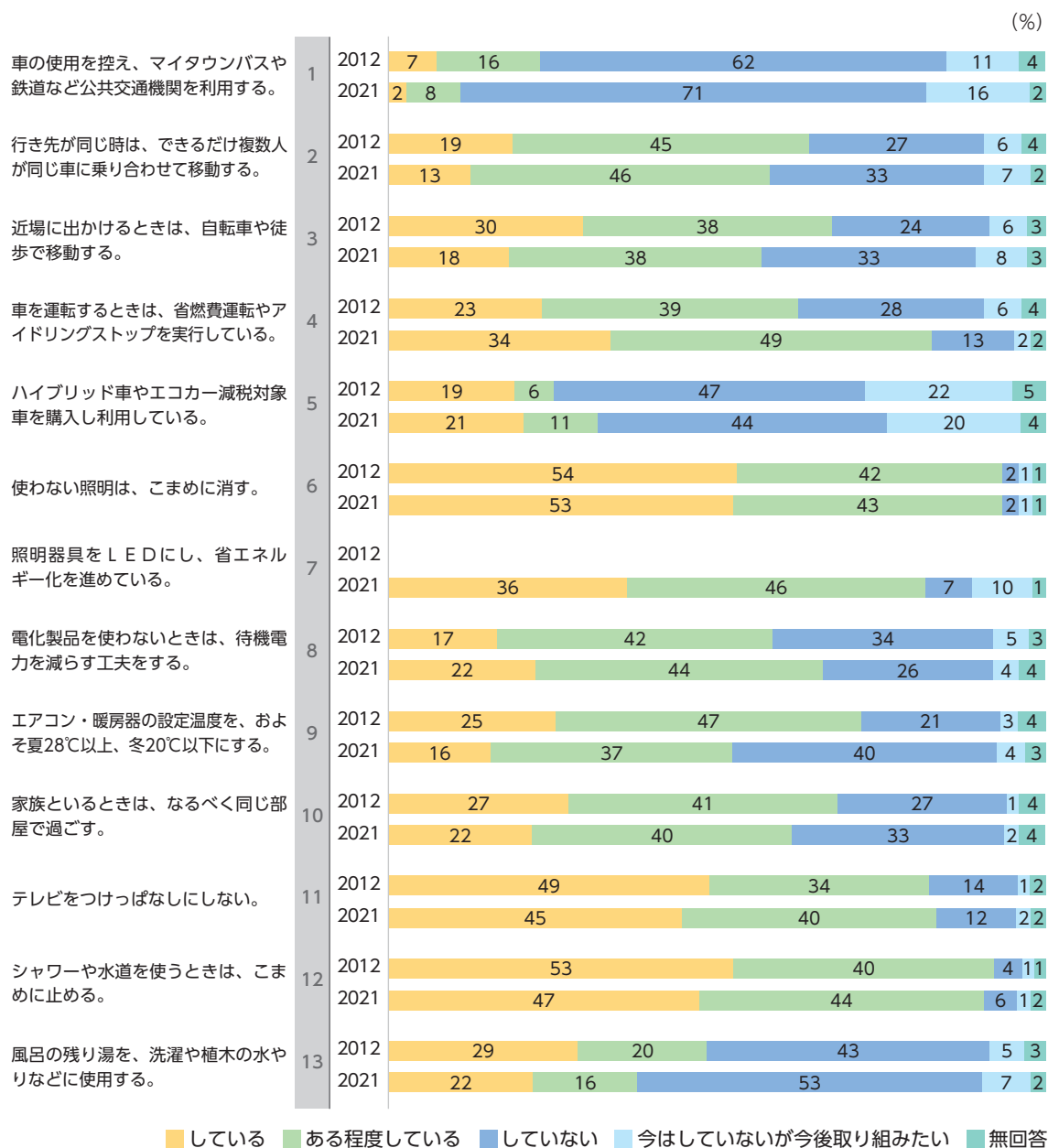


Q3

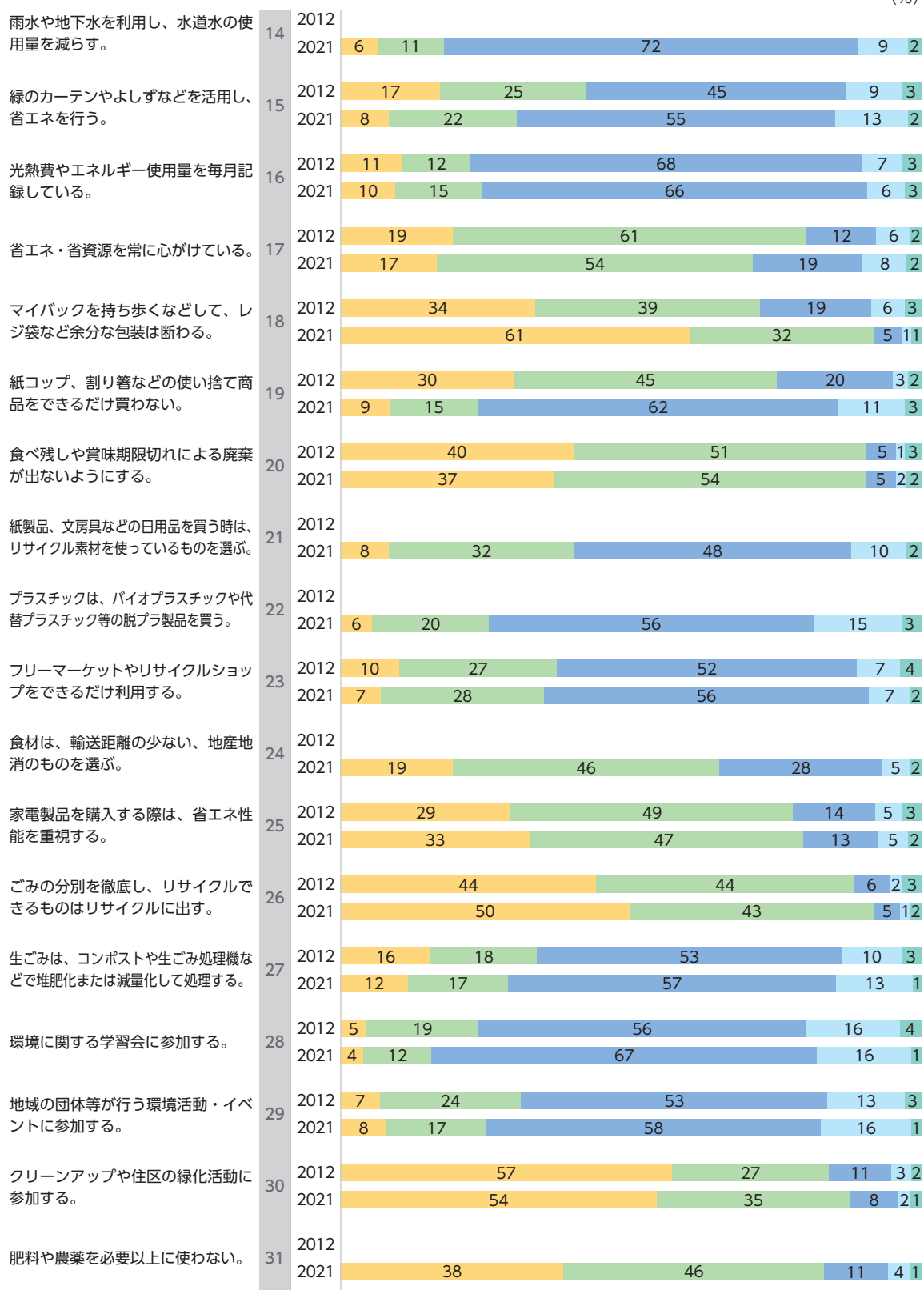
あなたは日常生活の中で、温暖化防止などの環境を意識した行動をしていますか。

2012年時と同様、9割以上が、身近な節電・節水に関する行動（「使わない照明はこまめに消す」、「シャワーや水道を使うときはこまめに止める」）を実践している。約9割が、食品ロス、ごみの分別・リサイクルへの取組と、緑化活動への参加を実践している。車の運転時のアイドリングストップ、買い物時のマイバッグ持参などを実践する割合は2012年比で大幅に増加した一方で、紙コップなどの使い捨て商品を買わないと意識している割合は2012年比1/3程度まで減少した。

図3：市民が実践している環境行動



(%)



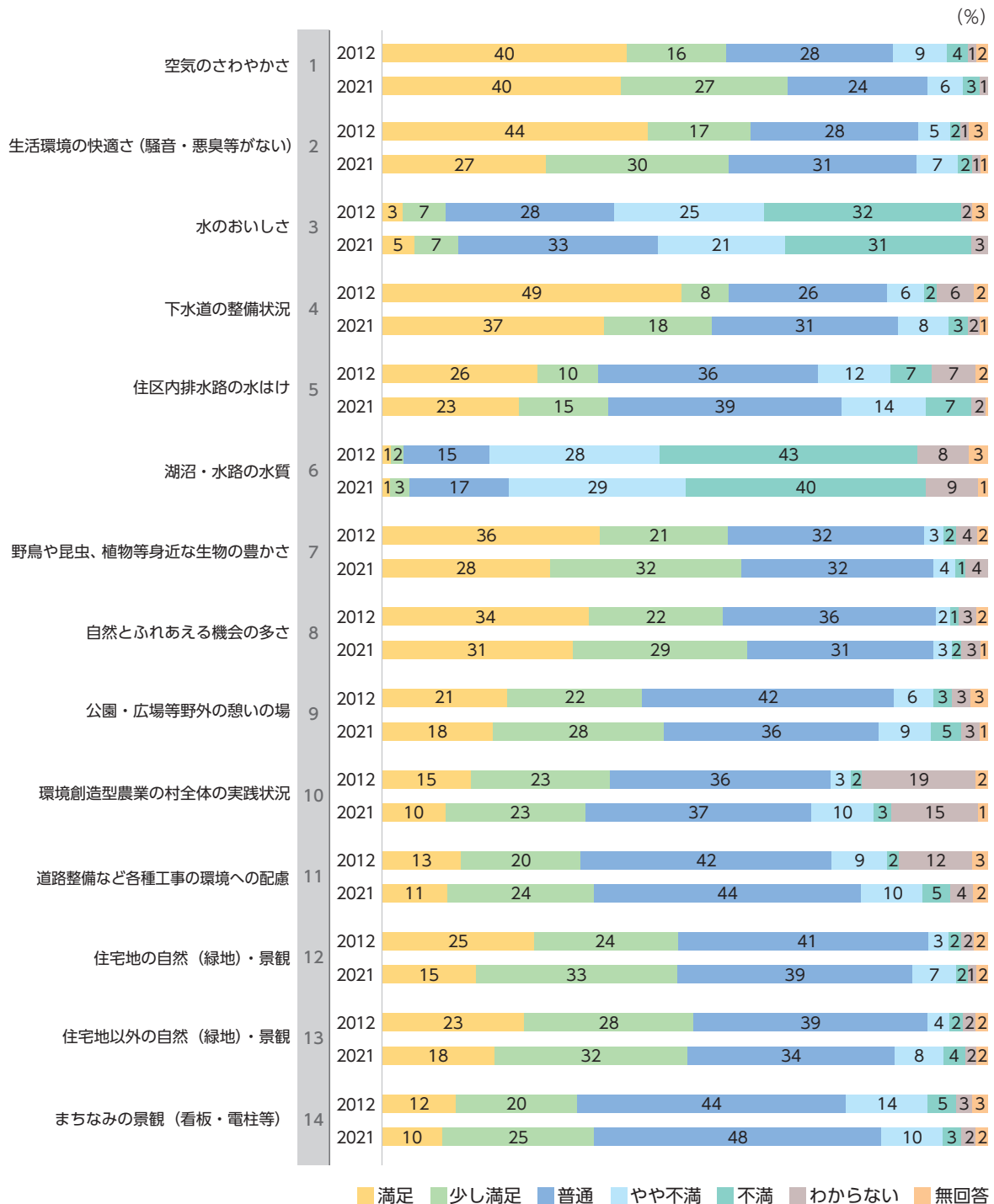
■ している
 ■ ある程度している
 ■ していない
 ■ 今はしていないが今後取り組みたい
 ■ 無回答

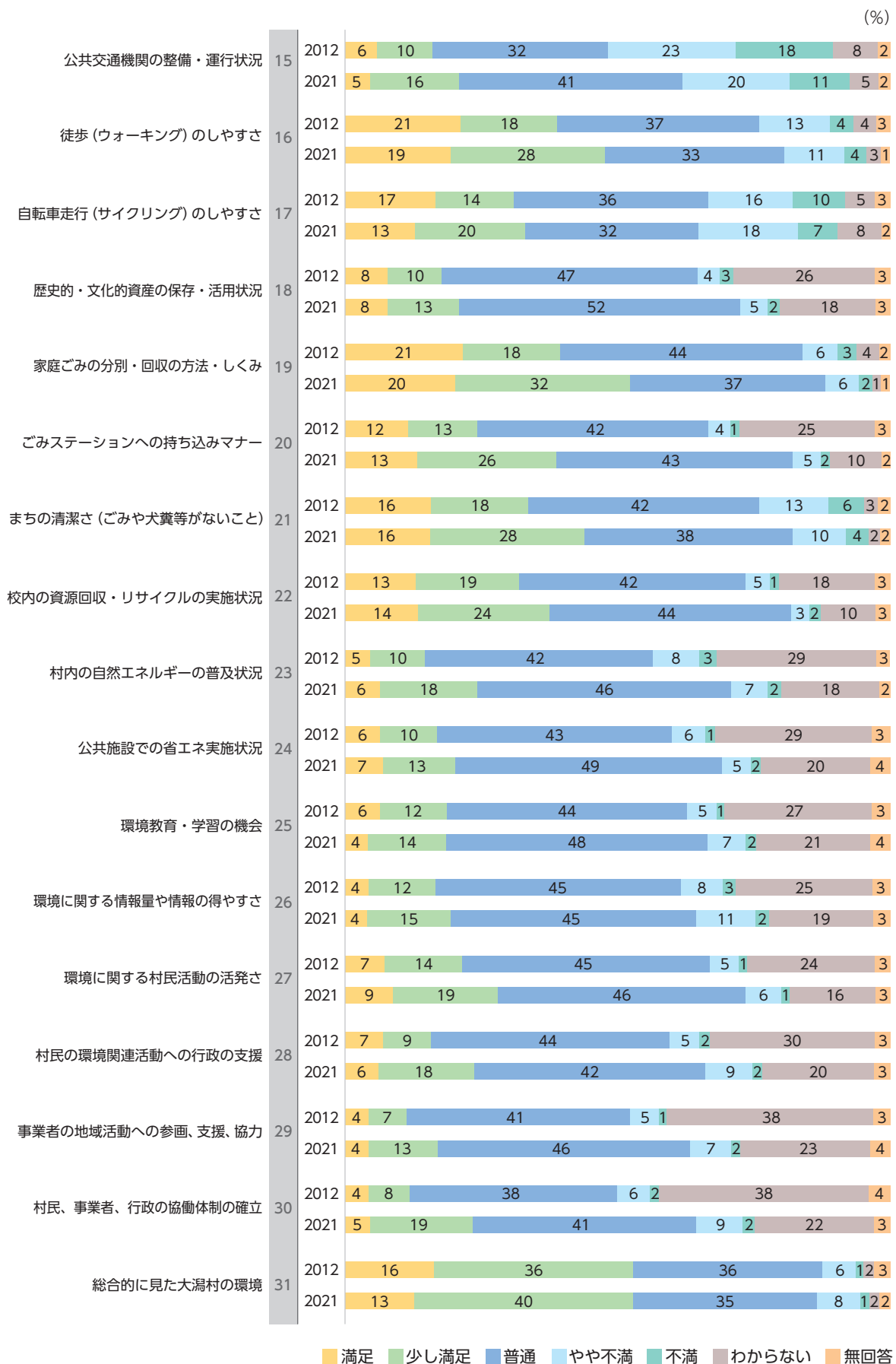
Q4

大潟村において、各項目についてどの程度満足していますか。

生活環境の快適さや自然環境等、大潟村の環境に関して、過半数は満足度が高かった。また、家庭ごみの分別・回収や、ごみステーションへの持ち込み、町の清潔さに関して「満足」・「少し満足」している人の割合は2012年比で3割程度増加した。

図4：大潟村での満足度



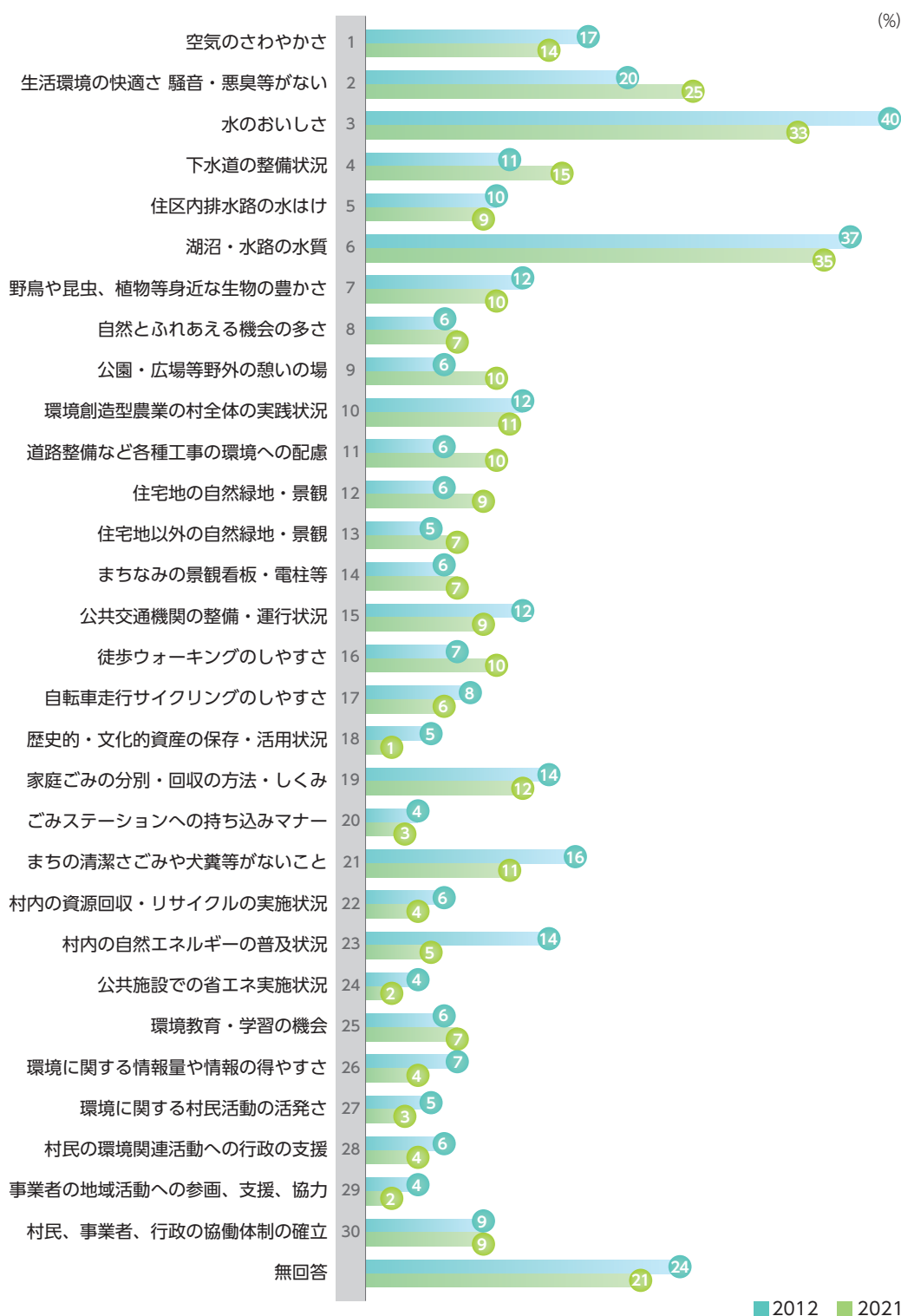


Q5

Q4でお答えいただいた1～30（31は除く）の項目のうち、あなたが重要だと思うものはどれですか。

水のおいしさ、湖沼・水路の水質が重要と考える村民が最も多かった。

図5：大湊村で重要だと思うこと

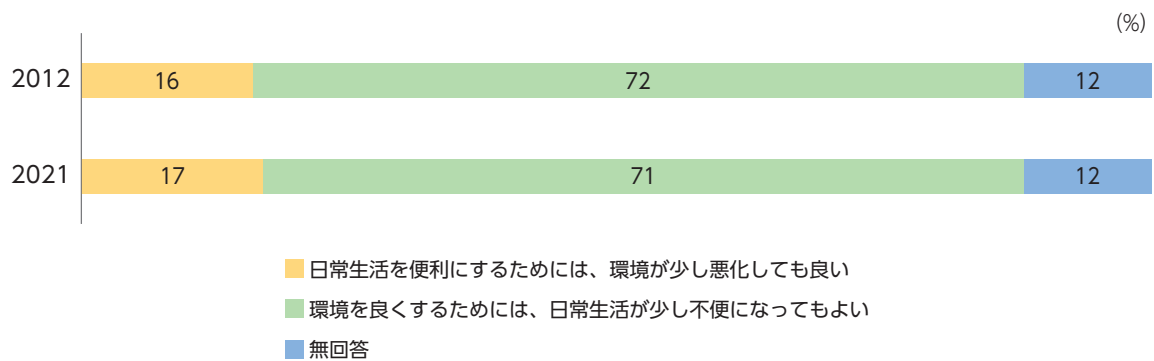


Q6

どちらかを選ぶとすれば、どちらに賛成しますか。

「環境をよくするためには、日常生活が少し不便になってもよい」との回答が多数を占めており、前回調査時から大きな変化はない。

図6：日常生活と環境の関係

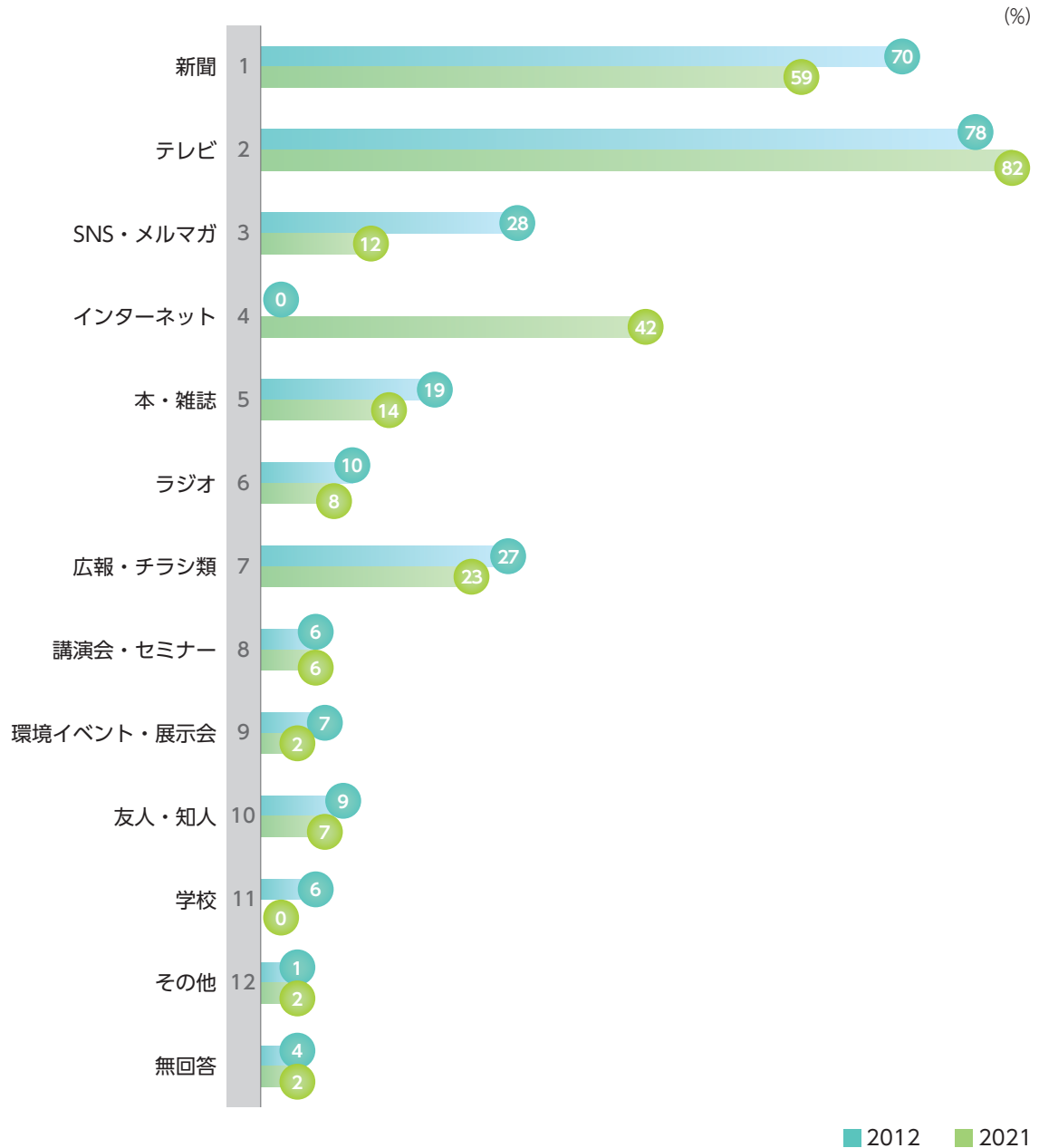


Q7

日頃環境に関する情報はどこで得ていますか。

主な手段は、テレビや新聞であった。

図7：環境に関する情報源

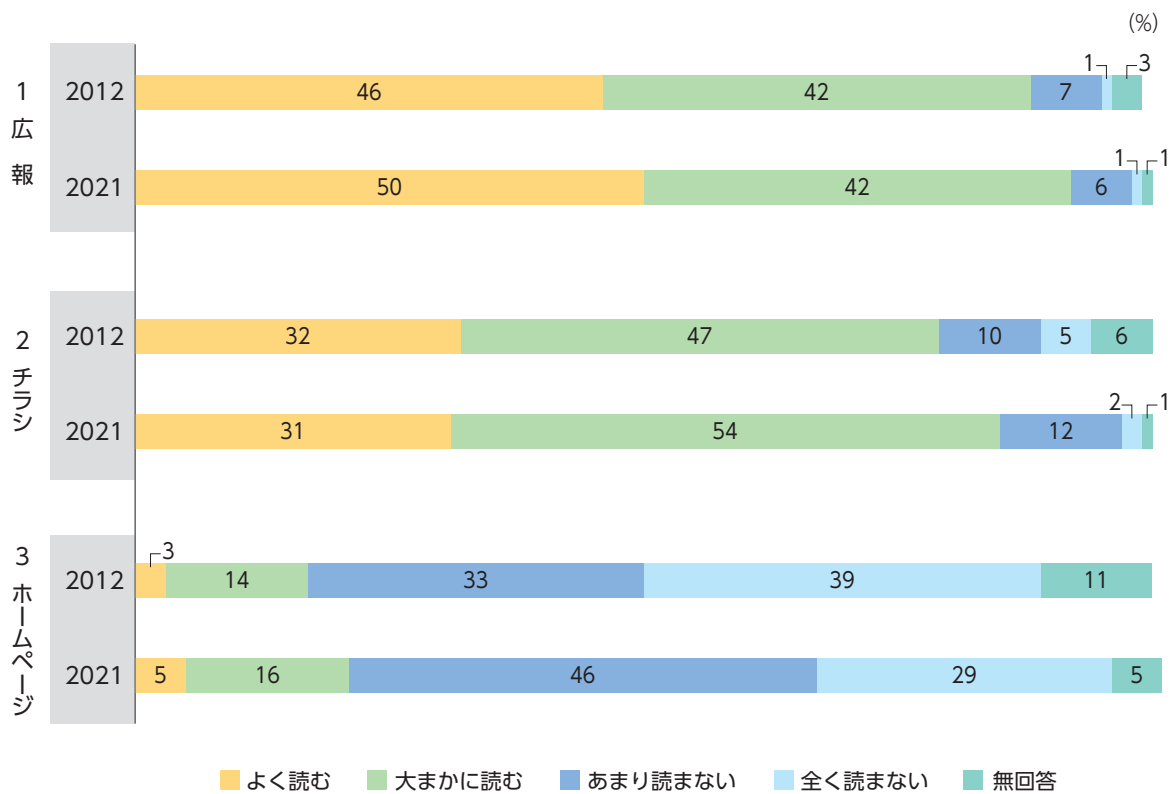


Q 8

村からの情報はよく読みますか。

約8割が、広報、チラシに掲載された情報を読むと回答した一方、ホームページ上の情報を閲覧する村民は約2割だった。この結果は2012年と同様である。

図8：村からの情報について



Q9

あなたが大切にしたい、残していきたい大潟村の環境（自然・場所・風景・生きもの等）や取組は何ですか。（あれば具体的に記入してください）

- 自然を大事にしたい。まずは村内全体の景観をきれいにするべきと思う。中身だけ良くて外観が悪ければ……。
船越方面に行く県道沿い防風のためなのかやぐら状に編んだ丸太の存在、月日が経って道路に倒れてもそのまま県道を走行する車の運転手さん達、観光バスより見渡す観光客、私は残念でならない。良く放置しておくものだ……。
- 植物や生きものが身近にあることが当たり前のことであること。
- 今やっていることを続ければ、環境の整備をすれば、どれもが残る。
- 現在の自然環境の維持。
- 生き物が多種にわたり多くなること。
- 水も含めて良くなると思う。
- 自然の豊かさ。
- 原風景です。現在より高い建物は禁物です。防風の松林、ポプラ並木、三角屋根、古い考えですが、入植のことをどこにいても誰にでも伝えたい。
- 桜と菜の花ロード
- 南の池公園
- ポプラ並木
- 主として、村外の方が訪れるところを挙げました。観光客が増えると言うことは、残念ながらゴミも増えるという現実があり、年1回の村内のクリーンアップでは、ゴミ0にならないので、回数を増やして対応するのはどうか。（村内の事業所周辺は事業所、団体等に自発的に取り組んでほしい）
- クリーンアップのエリアも変えての取組も必要だと思います。
- 八郎湖の水質改善
- 開始時間をもっと遅くしてほしい クリーンアップ！
- 環境に対する意識の高さ
- 村周辺の木々、桜並木等、他町村とは異なった広大な自然環境、それを整備し常に美しい景観を保っている。
- 黒松、ポプラ他の樹木とのバランス
- 歩道に椅子が不足
- 降雨後、道路に雨水が溜まるので車で走りにくい。
- 道路に木の枝がかかり車で走りにくい。（特にハウス道路）
- 防風林。
- 風の強い土地だけに、道路沿いや幹線排水路沿いにある防風林は必要なので、管理をしていてもらいたい。
- 農業立村なので、農業が続けば環境が悪くはならないので、農業をしっかりと経営する。
- 南の家公園、生態系公園等の緑地。
- 柿、梅、桜、銀杏並木等。
- 自然、風景
- 桜と菜の花ロード、サルビア、ひまわりロード
- 八郎湖の水質保全
- 環境に恵まれた生産力の高い農地の保全、水・エネルギーなどができていない

- 西部承水路の浚渫することにより自然風景、生き物等発生して素晴らしい場所となると思う。
- 残存湖の水質保全（イメージで、農産物の評価が落ちるのでは？）
- 残存湖の水質をよくし、植物や生物が豊かであること。
- 干拓博物館
- 水質改善事業
- 八郎湖の水質
- 村内の空き地を開発しないで、緑地化に。散策公園。
- 田や菜の花ロードなどの自然の部分を残したい。無駄遣いをなくす取組をしている。できる限り野生の生き物が生息し続けられるような自然環境の保全。
- 村内雇用を主軸とした村内活動の活性化（人口増）
- 田んぼにいる鳥や虫
- 生態系公園の環境。ここは特に幼少期からの自然への関心において大事な場所だと思う。
- 公園、散歩のできるどころ
- 残存湖の水質がこれ以上悪くならないこと。
- この水を飲料水としてることの自覚が足りないのでは？秋田県は原子力がないだけよしとするが、目の前が風車だらけで、これがある意味での環境汚染になってないですか？
- 木々の緑
- 田園風景
- 水質
- 食料生産基地としても時代に合った環境
- 菜の花ロード

- 野鳥
- ゴミ拾い
- 不都合な所もあると思うが、圃場道路脇のポプラ並木は美しいのである程度保全はできないか。観光資源にもなりうる景観なのだが。自分の所の来客は皆感動する。
- 田園風景
- 人間が本当に必要としていないものの為に、広くて豊かな自然（土地）をつぶさないで欲しいと思う。
- 水質
- 廃プラ
- 桜
- サルビア
- 水量
- 生態系公園
- 現在の取組で良いのでは？
- 幹線道路沿いの並木の整備。積極的な植樹が必要と思います。
- 大きな空
- 自然
- 太陽、空気、雨（水）、土壌、微生物
- すでに汚れている八郎湖は残したくないが、きれいにできたら残したい。
- 生態系公園（自然ではないが）
- 環境に向けて悪影響を及ぼさない農業
- 豊かな自然環境を次世代に残すこと。真の豊かさとは何かを、教育を通じて子供たちに考えてもらうこと。
- 八郎湖の水質改善
- 自然、地形をいかした公園
- 水を第1に考える事
- 湖沼、水路の水質改善と自然とふれあえる機会の多さを大切に残すこと
- 大学があるのに学生の存在が感じられな

い。もっと学生さんが住みやすい村になってほしい。堤防がきれいだった頃は、けっこう人がいて良かったイメージがある。よく魚釣りなどしていて、ぼーっとしたりできて良かったけど、もうやぶになってしまったので、行く気がなくて残念だ

- 桜なみき サルビア
- 防災林等の緑の保全への取り組みを大切にしたい。
- 花に囲まれた住区。桜、菜の花並木通り。貴重な野鳥たちが生き続けられる環境の保護活動。
- クリーンアップ 多種多様な野鳥の保護
- 絶滅危惧種の生物の保護
- 飲料水
- 公園は必要。全ての児童館の遊具は同じくした方がいいと思う。(東3丁目にすべり台等がないため)
- 強風で木がたくさん倒れたが、(植樹はしないのか?)
- 村が安心安全な地域として今後も続いてほしいと思っています。今回の質問には具体的にはありませんでしたが、堤防の管理が県も村も積極的ではなく感じ、不安に思っています。景観もそうですが、安全面でもっと頑張ってもらいたいです。
- 心がしばられない、のびのびした環境。各自の意識に応じてルール・規約が傾かない自由な所に。
- 防風林が古くなってきて、ずいぶん倒れたり折れたりしてきて景観が変わってきているし、安全面でも心配。順次、新しく植樹してきているようなのですが、ある程度そろそろまでは時間がかかることは承知していますが、大事にしていきたい

ことです。

- 八郎湖を含む自然環境に負荷をかけない農業
- 大潟村の風景はもちろん論維持して行かなければなりません。特に防風林に於いては松林が将来的に無くなってしまおうのではないかと危惧しております。松に変わる樹種試験を行っていますが、樹種の選定がそろそろ出たのではないかと考えております。今後の方針に期待しております。景観以上に防災林として発揮出来る樹種の選定であってほしいものである。
- 菜の花ロード、ひまわりロードの活性化
- 広い空き地、定期的に草刈りをしてきているので、とても良いが、西洋タンポポが咲く時期に回数を増やしてもらいたい。
- 入植当時の三角屋根を高断熱高気密の快適な住宅にリフォームし、三角屋根の家を保存する取り組みをしてほしい
- 水質の改善 居住環境は大変良いと思う
- 松くい虫枯れをなんとかして
- 圃場への水のきれいなこと、農家だから
- ソーラーパネルの設置拡大による原野消滅が一番危惧される
- 美しい八郎湖を未来に残すこと。
- 田んぼの風景 南の池公園
- 南の池公園の景観 菜の花・桜ロード
- うさぎ、山羊、ひつじ、にわとり、その他の生き物を常時見れる動物公園みたいな
- 美しい総合中央地の景観
- 田んぼの生き物 田んぼの一年間の風景(四季) 環境創造宣言!!
- 元来、人工的なものでしょ

- 田んぼの風景。真に安心安全なJAS有機の農産物の食糧基地。生物多様で四季の移り変わりを楽しめる村。
- 八郎湖水質改善 在来種や絶滅危惧種の保護
- 風景、主要道路沿いの並木（菜の花・桜ロード含む）
- 水は命の源です。米のためだけでなく、地球のためにも八郎湖の汚濁を止めましょう！
- 農業を中心とした自然を活用した景色
- 生態系公園
- 水質
- きれいな水と空気。鳥、虫、花。いなかぐらし。小さい都会（中途半端な）になるより、ちゃんとした「いなか」が良いな。
- 外来樹種の撤去
- 手つかずのヨシ原（未利用地）
- 水辺の生き物
- 村のまわりの水をきれいにする
- 水質をもっとよくしたい。農薬の使用を減らしたい。農薬により小動物に変化が出ているように思う。
- 大淵富士：手入れがあまり必要ではなく、観光名所になっている。時々CMで使用される並木
- 各住区の環境整備（草刈り）。やりたくはないけど、草刈り後の景観を村外の方から高く評価されて嬉しかったから。
- 黒松林の美観維持
- 堤防の雑木撤去、湖岸の破損部修復
- （これは希望）正面堤の一部を駐車場にして残存湖と農地の落差と景観を訪問客に見てもらえるようにして欲しい
- ポプラ並木、いろんな渡り鳥

- 自然
- 自然
- 田んぼ、林、野鳥、とんぼ、田んぼと夕日、環境創造型農業
- 生態系公園や八郎湖などの村ならではの自然環境。
- 子から子へ受け継ぎたいと思える風景。（広大な土地にある田や木々、鳥などの生きもの。）
- 八郎湖の水質汚染を防ぐ
- 野鳥が来やすい環境。美しい桜、梅並木、コスモスが咲く風景。
- 鳥獣保護センター（オーセッカの宿）整備
- 水 水質の改善
- 八郎湖の水質改善
- 貴重な鳥類等、生態系。
- モデル農村として誕生した以上、全てにおいて最先端の感性を村民で共有できればと思う。そういった情報の発信をもっとわかりやすく、みやすく工夫してほしい。



Q10

環境にやさしい生活をするため、あなたが特に気をつけていることはありますか。(あれば具体的に記入してください)

- 自分で全体を見渡し、それによって行政がどうするのか？または、自分でどうすれば良いのか？常に考えている。自分でするには限界があり、やはりそういうところは行政が中心（メイン）になってやる必要があるのではないかと考える。
- ごみの分別
- 必要以上に手を入れない。
- 省エネ。
- 資源ゴミをわける。
- スーパー、コンビニでのレジ袋、プラスチック製のスプーン・フォーク及び割り箸の持ち帰り
- 乗用車をハイブリッド(2台)にしている。
- 節電・節水
- 購買の際の地域性。要・不要。
- 最小のエネルギー
- 庭の木々を大切にしている。
- ゴミの分別
- 八郎湖にやさしい活動
- リサイクルできるものはしている。
- 無駄な肥料や農薬は使わない。(環境にやさしい)
- ごみの分別、リサイクル
- 環境にやさしい洗剤を使用するようにしている。
- ごみの分別(農業ごみ)
- ごみを捨てない、ごみ拾い、片付けなど環境美化
- あまり動かない
- ビニール、プラスチック等の土に還らない物質を破棄しないように心がけている。
- ごみをちゃんと出す。
- 食品、特に農産物の地産地消を心がけ、旬のものを中心に買う。
- レジ袋ではなくエコバックの使用
- ごみ出しの分別の協力
- 車をエコ対応のものに変えていくこと。
- 人間同士揉め事ないようにしている。
- ごみの分別、水や電気の節約
- 照明のLED化
- プラスチック等のリサイクル
- 道ばたに落ちているゴミを拾う
- 稲わらを焼かない
- リサイクル。特に古紙(家庭ごみ軽減も含めて)
- 生ごみは土に返す。紙はどんな紙でも(チョコレートの箱でも)リサイクルに。落ちてるごみは恥ずかしくがらず拾う。
- 代かきで水を流さないようにする(大雨時は仕方ない)。
- 水をためて3日以上放置すると、ごみも浮いてこないし水が土に吸収されて代かきもやりやすい。均平が良ければ、水を落とす必要もない。
- 生ごみを出さない工夫を心がけている。
- 洗剤の量を減らす。水の量を減らす。
- 無洗米を使う。
- 便座の電気を消す。
- ゴミの分別等あたりまえのことをあたりまえに行う。
- 金属とプラスチックを分別する。
- プラスチックの物を買わない。
- エコバッグを持参する。

- 水道、ガス、電気等の公共料金を意識している。料金を抑えることが、間接的に環境負荷低減につながっていると思うから。
- ゴミを小さくまとめて捨てるようにしている。
- リサイクルできるものはリサイクルする。
- リサイクルに協力しに行く。
- 水、電気の節約。
- 自然を守る事。
- 再生可能エネルギーによる暖房。
- 光熱費。
- 県産木材住宅
- 野菜栽培。
- 地産地消
- ヒートポンプ
- 節水
- 節電
- 省エネやゴミの排出を減らすこと。
- 物を大切に、長く使い続けること。
- 水はよそから汲んで来ている。
- ゴミは分別して出している。
- 有機農法をしている。
- ゴミを捨てない。缶、ペットボトル等
- 村の自然環境を残し、農業の村としてバイオマス資を有効に利用して地球環境問題にも取り組むことが重要である。また、八郎湖の水質問題にも継続して取り組み、改善につなげていただきたい。
- なし
- 環境に負荷をかけない。農薬をできるだけ使わない。
- 物を増やさないようにする。
- ゴミをなげない
- 節水
- エコな生活

- レジ袋をエコバッグにする事。プラスチック類の削減。
- 適切なゴミの処理
- ネオニコチノイド系の農薬を使わないようにしてる
- 省エネ、ゴミの減量、分別
- 必要以上に物を貯め込まない。取り込んで廃棄しないこと。ていねいな暮らし、物を大切に使い切る。 Etc.
- リサイクルできるものは、リサイクル。リサイクルショップの活用。
- なるべく自然が循環するような生活を心がけています。電気の使用を抑えたり、利用できるものはリサイクルやD I Yなどで活用している。
- リサイクル、資源をムダづかいしない
- モノをあまり買わない
- モノを長く使う
- 今回のアンケートにもあるような事項について、今後もより環境に配慮する為の活動(啓蒙)などを進めて行くべきでしょう。
- 水の利用
- ゴミ捨てに向かう途中に落ちているゴミは拾うようにしている。
- 生ごみは、ぼかしをもらってたい肥にしています。今は最終処分場にぼかしを置いていないし(11月現在)ので、潟の店から買っています。
- 米づくりで特に気につきたい 農薬等
- 外出しないで家の中に居る
- 自己の利益のみこだわらず、大局的に考えること。『小異を捨てて大同につく』の精神が大切。
- アイドリングしない 家の周りの除草する
- ゴミを出さない。燃やせるゴミは自宅で

燃やす。

- 用のない時は、家で自分の時間を楽しむ。
- 合成洗剤の使い方を考えています！ 特別栽培米 台所に食べ残しを流さない
- 使う責任（マイクロプラスチックのもとになるものを選ばないようにする）おちているゴミは拾う 住環境も農地も
- 水質改善に協力している
- 必要最低限のもので生活できるようにする
- ゴミの分別
- 節電、節水
- エコ運転
- ゴミの出し方
- ゴミの分別
- 環境負荷の少ないアパレルを選んで買う。
- 化学肥料をなるべく使わない。
- 家庭ゴミの抑制
- ゴミの分別
- ゴミを少なくする
- 野菜屑はすべて堆肥（冬場も可燃ゴミには出さずとっておく）
- 家庭排水や農業排水をできる限り、洗剤や農薬で汚さないで流すことを考慮している。
- 環境を大切にしたいからこそ粉石けんは使わない。合成洗剤より一回の使用量が多く、有機物負荷が大きいそうです。粉石けんは使わずに合成洗剤を使う。
- 農薬等の負荷を少なくする 生態系の保全
- 太陽光発電を取り入れている
- エコバッグの使用。
- ごみの分別。
- 農薬の不使用。
- ゴミの分別、リサイクル
- プラスチック類を放置しないこと。環

境保全型農業に取り組むこと。

- 節電、エコドライブ、古紙のリサイクル
- 八郎湖の水質
- ゴミの分別
- エコバッグ
- 車の利用を少なく
- 家庭内のLED化
- やれる範囲でですが、生ゴミを堆肥化出来るように気を付けています。無駄な買い物を控え、ゴミを出さないようにしています。



Q11

あなたが考える大潟村の環境に関する課題は何ですか。(あれば具体的に記入してください)

- まず、松食い虫の松の件。
- 格納庫・ハウスの外周等々行政の指導は生ぬるい感じがする。もう少し行政の権力を行使してきれいな大潟村をアピールしてほしいと思います。
- 八郎湖の水質改善。
- 特に農薬、除草剤の使用量が多い。殺虫剤も同じ。
- 野鳥（サギ）がうるさい、くさい、きたない。なんとかしてほしい。
- 八郎湖の水質。
- 水道の水をよくしてほしい。
- 行政の俊敏性
- 残存湖の水質問題。
- 周辺地域からのゴミの持ち込み
- 村外の人々の環境意識の低さ
- 松林にゴミを捨てる人
- 粗大ゴミ
- 八郎湖をきれいにする為に湖の水をソーラーできれいにする方法はないだろうか。
- 飲用水と水田用水。
- 水質保全
- ごみのぼい捨て
- 水をなるべく汚さないこと。
- 水
- 黄砂、多種の植物の花粉対策。
- 幹線道路の舗装状況の改善。
- 湖沼の水質が米の食味等にも影響を及ぼすと思われる
- 格納庫用地の無断使用による機械類の放置等、環境の悪化
- 環境に恵まれた生産力の高い農地の保全、
- 水・エネルギーなどができていない
- 水
- 空気の汚れ
- 水
- 八郎湖の水質改善が最大の目標。
- 残存湖の水質。
- 八郎湖の水質改善や外来魚の撲滅
- 八郎湖の水質に対する取組。
- 自己中心的なわがままな人間をなくす。
- もみ殻による空気汚染（できれば松花粉も押さえてほしい）
- 稲刈りの時期に稲の粉塵が空気中を漂い、屋根が真っ白になるほど空気が悪い。
- 幹線道路等の倒木
- 飲料水の改善
- 例えば洗濯ばさみを外に出しっぱなしにつるしておく、風化してマイクロプラスチックとなり飛んでそれが川へ、海へと流れていくことを、もっと村人に知らせてほしい。意識を高めてほしい。プラスチックを燃えるごみとして外で焼く人の意識の低さ。
- 水質
- 水質
- 収穫（米に限らず）時期のごみ、ほこり
- 湖沼・水路の水質改善では真剣に取り組んで戴きたい！泥沼の水で育てられた米、野菜では安心して食してゆきたいとは、到底考えられない
- 自然エネルギー（ソーラーエネルギーを身近に感じるように希望）
- 水質

- 農薬使用機械等の洗浄、汚水が余った廃液。自然に与える影響。
- 上水路の水質
- 自転車や徒歩を日常生活に意識している村民割合がやや低いと思う。
- 水がおいしくないように感じます。
- 上水路の浄化。
- 水質。米のブランドに水が欠かせないから。
- 水道水のカルキ？
- 閉鎖水素
- 環境汚染型農業、地球温暖化促進型農業からの転換
- 最も基本的で大切なこととして、村民の環境に対する意識を高めてもらうこと。子供たちへの環境教育。
- 残存湖のまわりの堤防も60年以上たっている。いつ何がおきるか、想像もできない今頃です。事が起こってからでは遅いと思います。つね日頃の観察が大事だと思う。それと、川の浚渫も考えて欲しい。
- 水質改善
- もみがらを利用して堆肥をつくり、農地に負荷をかけないように。
- 水質
- 農業と環境の両立
- 自動車や農業機械で燃料を多く消費する。
- SDGsのジェンダー平等が足りていない。課長、議員の女性割合が少ない、能力が大切だとは思いますが、あまりに偏っている気がする。そういう所をデンマークから学んで欲しい。
- 残存湖の水
- 農業用水の水質改善。代かきの排水や除草剤散布後の水管理等、これからも引き

- 続き各自が気を付けて改善していかなければと思っている。
- 飲料水の十分な確保と適切なゴミの処理方法
- 減農薬の工夫
- 飲料水と八郎湖の水質
- 安全な水道水の確保、残存湖の水質保全
- クリーンアップの場所以外に、村内のゴミ拾いを村民みんなでやればいいと思う。
- 八郎湖の水質
- 環境問題に関心を持つようになる人間の教育
- 水 不要な建造物、広告物（多い）
- 水がおいしくないという声が多い。
- 農薬や化学肥料による汚染や自然破壊（動植物・虫など）
- 残存湖の水質
- 八郎湖水質改善
- 八郎湖の水質改善
- 水質
- 農業との両立
- 問9で述べましたが、現在の防風林、防災林を無くして（伐採）して、ソーラーパネルを設置する事は許されない。自然エネルギー活用、導入する事は望ましいと考えますが、村有地、県有地等がある場所に設置すべきと思います。
- 松の処理と松に替わりうる植林
- 除雪が少しづつ 残存湖が濁っている
- 再生可能エネルギー（風力、太陽光）等の自給自足ができそうですが…。化石燃料や原子力に頼らない発電に取り組んでもらいたいです。ほかしの無料配布をお願いしたいです。
- 米づくりの水。用水をきれいにしたい

- 飲料水
- 防風林の見直し。松花粉は人・物に悪い。ポプラは老化してすぐ倒れる。すべて、広葉樹に植え替えるべき
- 美しい八郎湖を未来に残すこと。そのためには国の縦割り行政の廃止。県の大胆な提案。大潟村をはじめ周辺市町村の意識改革と積極的関与。
- 水質改善
- 空気がさわやかで、騒音・振動・悪臭等がない村でいてほしいです。
- 水問題
- 小さな燃える木の枝や落ち葉は、現地処分可能にして欲しい。
- 農作業機械の大型化による燃料 どこへ行くにも車を使う、車社会
- 八郎湖の水質が心配です。八郎湖は農業用水であり、私達の飲料水です。1人1人が村が県が国が本気で八郎湖の水質改善に取り組むべきです。
- 八郎湖がひとりひとりにとって、遠い存在なこと 飲料水であり、農業用水でなくてはならない よりよい水質である必要があるのに
- 自然エネルギーを増やす
- 農業排水など面積が大きいからこそ環境に対する負荷が大きいのかな？と思う
- 水がおいしくない
- 残存湖水質
- 水質問題
- 倒木（見ばえ悪いし、危険）
- 水質の向上
- 水質改善
- 農薬を減らす農業
- 水の浄化

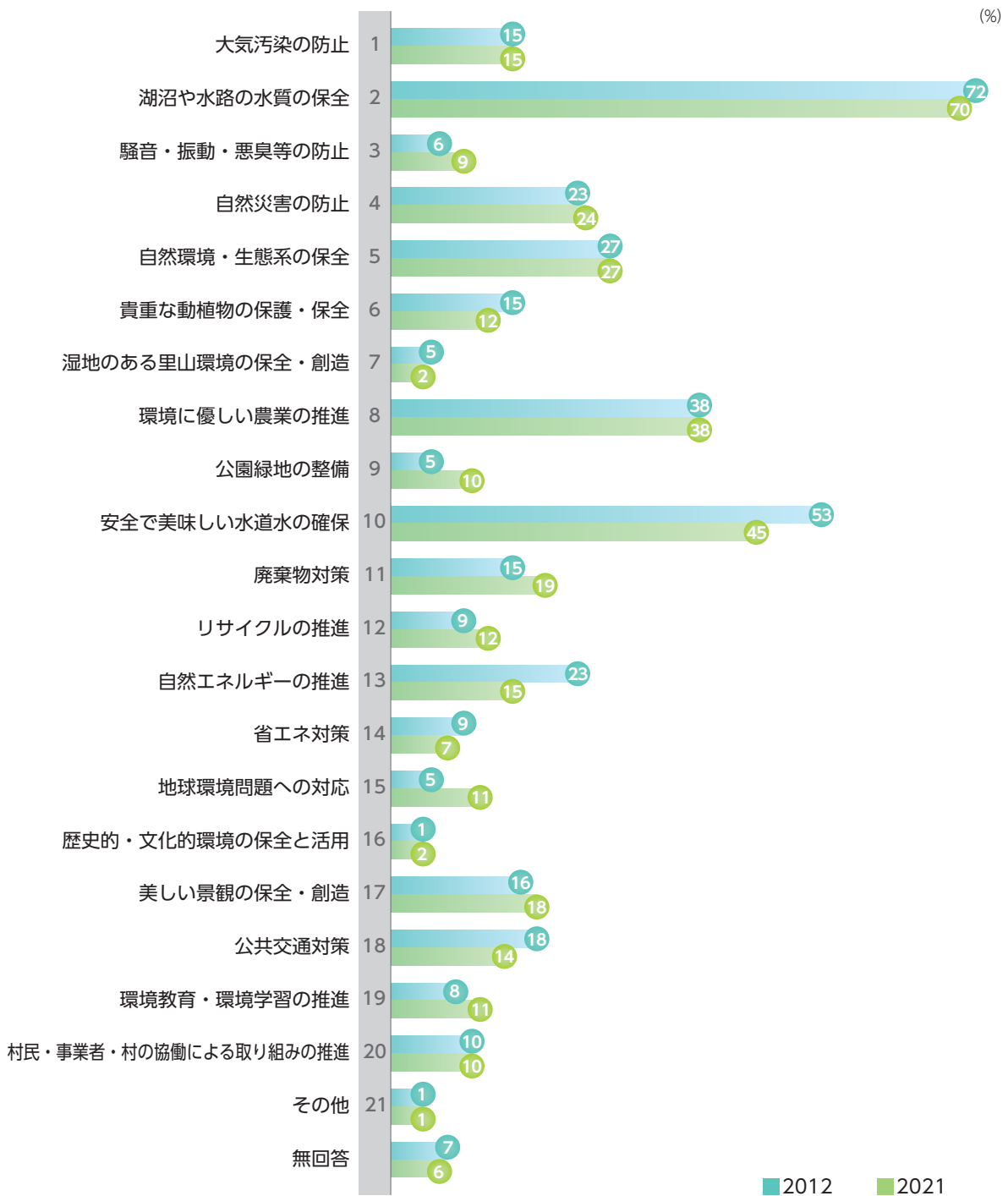
- 村民ありきだと思う。周辺不耕地が一見環境によい（自然）に見えるが、取り返しがつかなくなる。村民が田畑を維持していくことが大事だと思う。
- 色々な面で温暖化対策や対応をしていかなければならないと思う。
- 八郎湖のアオコ
- 八郎湖、大排水路の水質改善 環境に優しい農業への取り組み
- 水がおいしくのめない。水道水をきれいにして、活用できるようにしてほしい。
- 水質改善
- 八郎湖の水質。（田をやっているかぎり、難しいかと思われませんが…。）
- 八郎湖の水質、ゴミ
- 八郎湖の水質改善
- 飲料水について
- 水質改善
- 水道水の水質を変えてほしい。八郎湖の浸透水ではなく、費用はかかっても八郎湖以外の水が欲しい。
- 残存湖の水質汚濁
- 豊かな自然を守る活動
- 村内では高齢者の割合が比較的多いとは思いますが、村内の設備、交通機関が少なく、その方々がいまだに車に乗らないといけない状態が続いているのは改善すべきだと思います。その反面、自然環境が設備・交通機関がよくなるにつれて失われる可能性もあるので、そこをどう折り合いつけるのかも課題ではあると思います。

Q12

大潟村の環境対策として、優先して取り組むべき施策はどれだと思いますか。

「湖沼や水路の水質の保全」、「安全でおいしい水道水の確保」等、水質に関わる施策を優先すべきとの回答が約半数を上回った。これに次いで、環境に優しい農業の推進が重要視されている。

図9：村の環境政策として優先して取り組むべき施策



Q13

日頃環境に関して感じていることや、大潟村の環境行政に関して、ご意見や提案などがありましたらご自由にお書きください。

- 県道沿い（八竜方面）の状況を見てほしいと思います。
- 前記にも書きましたが、行政は言うこととやることが全く異なっていると思う。村または県で（国も含む）今一度、頭をひねり考え直し（見直し）てほしいです。
- 自然災害に備え堤防の整備。
- 草木が繁茂してひびわれが起こる。
- 大潟村の夜はとても静かです。
- 最近、海岸の風力発電の音でしょうか？ 低周波音？ 風の音？ 感じるような気がします。良くないと思います。気になるとしばらく寝ることができません。
- 村内の樹木のアメシロ防除、害虫対策（シロアリも）。
- 村民の意識向上の努力
- 村職員の高度な知識
- 問11に同じく、稲刈りの時期のごみの浮遊など、対策をとるのは難しいが永遠の課題だと思う。
- 予算にも限りがあると思うので、あれもこれもとやるよりは、重点項目を絞り込んでいった方がよいと思う
- 何年経っても水（用水・飲料水）問題が動かない、どうなっているの。古い選挙公報見てみたが、みんないいこと書いているが。
- 空き缶、空ビン捨てないように願う。
- 残存湖の水質
- 防風林の整備
- 安全な水道水の確保に尽力してほしい
- 大潟村や八郎湖の環境整備に貢献する組織やセンターを設立してほしい。
- 中央地への住宅建設が自ら環境を壊している。計画ない開発が？
- 樹木。木の少量に対する有料化大変不満。再考願う！！
- うちの向かいの人のように道路に車を2台も常駐させているような自己中心的な人間を役場でしっかり注意してください。全てにおいて悪影響だと思います。
- アンケートの組み方悪く答えにくい
- 役場職員の意識をまず変えなければいけない。もっと気がついたことがあれば、意見を言いやすく取りあげやすくしなければいけないと思うが、職員の意識が変われば村はもっときれいになるはず。ごみのポイ捨てもなくなるはず！！
- レベラーなどの高額な農機に補助があればいい。また、水を落とさない取組等を村民で共有できる場があればいい。
- 水道水も早く解決してほしい。
- 先日、初めて粗大ゴミを集めている場所に行きました。作業員の方がとってもきれいに保ってくれていて感動しました。日々努力している方がいて感謝です。
- こども園、小学校、中学校でお下がり交換会をやってもらえるとどうでしょうか？ フリーマーケットはハードルが高いですが、制服や体育着、学用品などが交換会を通して必要な方に行きわたるといいなあと思いました。
- 今後も現在の方針で進めては？

- まれに見る人力で作られた良い環境。これを後世に引き継ぐこと。
- クリーンアップは草があがる前に。三月にしっかり、実行ある取り組みに。
- もっと前に進めて欲しい。ほかのかに優先してでも、強くすすめてほしい。(ただし、意味のある取り組みを)
- 環境行政を村が主導するのではなく、村民自ら取り組む様々な活動を支援することが重要と思う。大規模なプロジェクトは村民の理解が得がたく、ハードにのみ財政支出をすることで効果をあげることが求められるのみでなく、果てしなく支出が続くことが懸念される。環境保全で大切なことは、村民の意識の高まりと、すぐに結果を求めずに継続することの意義を理解することに尽きるのではないか。
- 環境創造型農業に力を注いでね。
- いがいと歩道に木の枝がかぶさって、じゃまな所があるので、なんとかしてほしい
- 色々ありがたく、暮らさせて頂いております。
- 誰もが思っている事とは、八郎湖の水質改善だと思っております。今日まで様々な事業を村・県、住民が行って来ましたが、抜本的な対策までには至っておりません。大潟村も元より周辺町村と協力しながら、生活汚濁水、農業排水(代掻き水)の減少に努めなければなりません。特に代掻き汚濁水対策として代掻き自動操舵による田植機の早期普及を進める事が最重要と考えます。この事により、除草剤使用の軽減につながると同時に、経費の節減になります。
- 大潟村をとりまく堤防の整備 環境の保全
- 現在も取り組んでいる様だが、幹線道路沿いのポプラと松を伐採し、一刻も早く整備してほしい。(冬季通行の為)北風で倒木等がひどい。
- 八郎湖水質改善対策に対する積極的な姿勢と予算の計上。
- ラムサール条約は細かい規制があり、食料を作っている村には適していないと思います。なにかする時、許可をもらわないといけないから、条約を結ばなくても野鳥はたくさん来ています。多くなっています。
- ゴミ箱のフタを左右両開きにして下さい。
- この先どうなるのか怖いです。
- 環境学習をきちんとして欲しいです。未来の子供達が八郎湖の未来を決定するのです。もっと八郎湖に目を向け、行動をおこす事が大切なのです。大人も子供も大潟村民も流域の人達も共に八郎湖の水質改善に力を合わせましょう。
- 幅広すぎる分野で、難しい面もあるが、住民のマナーなどがうきぼりになったら守ってもらう周知を期待する
- 不燃物、リサイクルゴミの収集が月1だと、分別・リサイクルへの意識が高まらないのではないか。
- おおむね環境が良いと思う。以前、八郎湖に海水が混入した際にしじみが大量に増えて水質の浄化に役立った、という話を聞いたのですが、今あるもので環境改善が出来るのなら活用してもらいたい。
- 水田でヒエを刈りとり、ステップ等へ山積みしている農家を見かける。ヒエの抜きとった雑草を廃棄できる場所を設置すると、ある程度雑草の循環が減り、除草

剤使用量等も軽減できると思う。(雑草の種が排水路から用水へ循環して水田へ入り込む為)

- 自動販売機はあるけどゴミ箱が少ないので、ポイ捨てにつながると思う。特に商店街にないので設置してほしい。
- 残存湖の水質については、関係のある町村と一体となって取り組める様に、県としっかり対応してほしい。
- 景観面からも重要な役割を担う黒松の防風林だが、マツクイムシの被害で枯れた樹が目立つ。醜さもさることながら倒れる時に人や車に危害が及ぶことも考えられるので、早急な処分が望まれる。

- 婦人部でシャボン玉石けんを推進しているが、宗教のようで怖い。シャボン玉石けんの会社もうさんくさく感じる。
- 更なる八郎湖の水質改善(実行の上がる) 技術革新のスピードに負けない食農環境の改善
- ちゃんとやられていると思うが、結果に結びついていないように感じる。優先事項を精査して、村民や環境に配慮した行事や事業をやってほしい。
- 予算がないから無理も言えない
- 事業所等に対してもっと積極的に協力要請してほしい。個々での取り組みには限度がある。

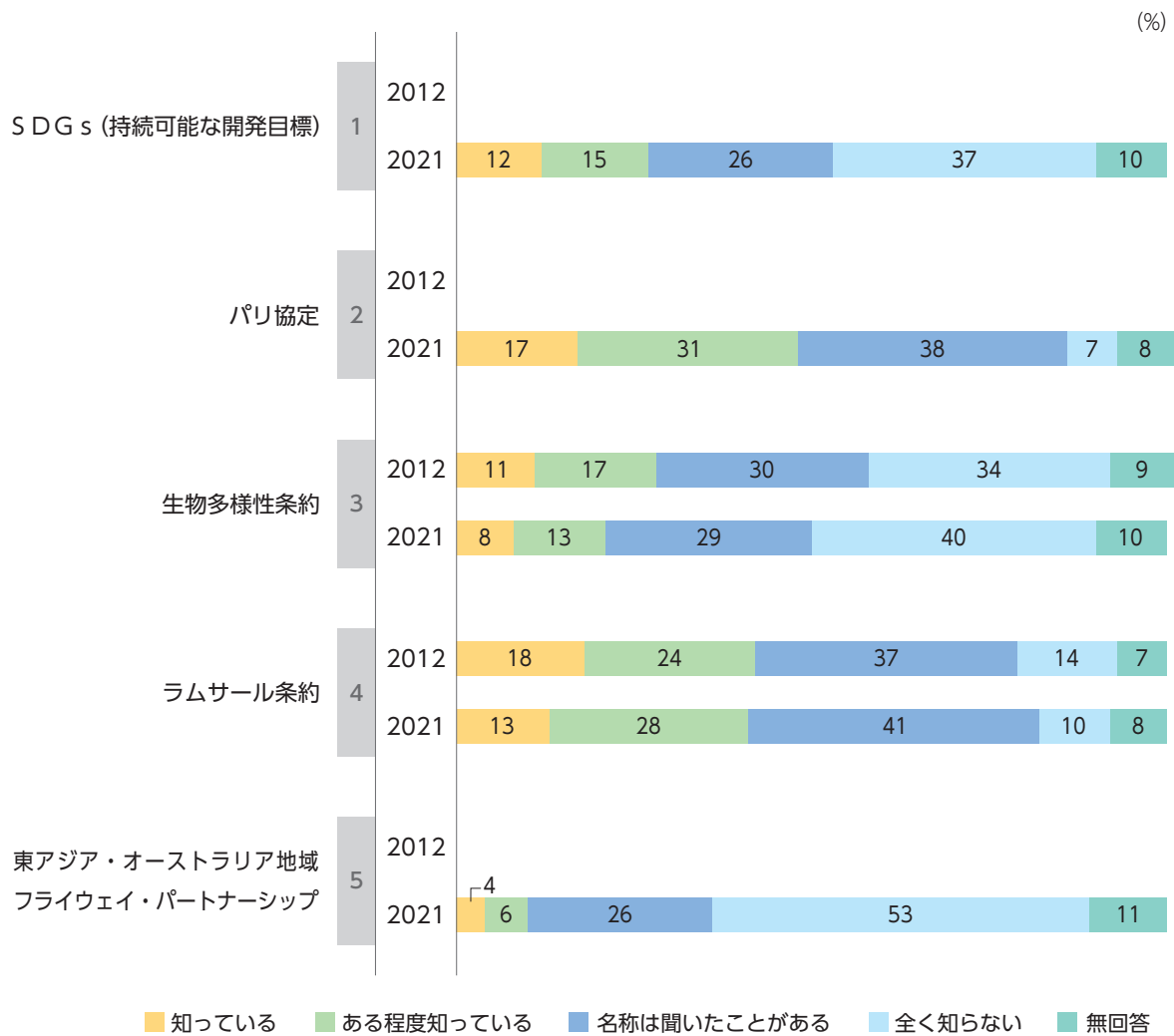


Q14

あなたは地球環境問題に関して、国際的な枠組みで行われる、次の取組や条約等について内容を知っていますか。

2012年調査時と比較して、認知度に大きな変化はなかった。「知っている」と「ある程度知っている」を合わせた認知度が最も高かったのは、パリ協定の5割で、ラムサール条約は4割程度だった。

図10：環境問題の国際的な枠組みについての認知



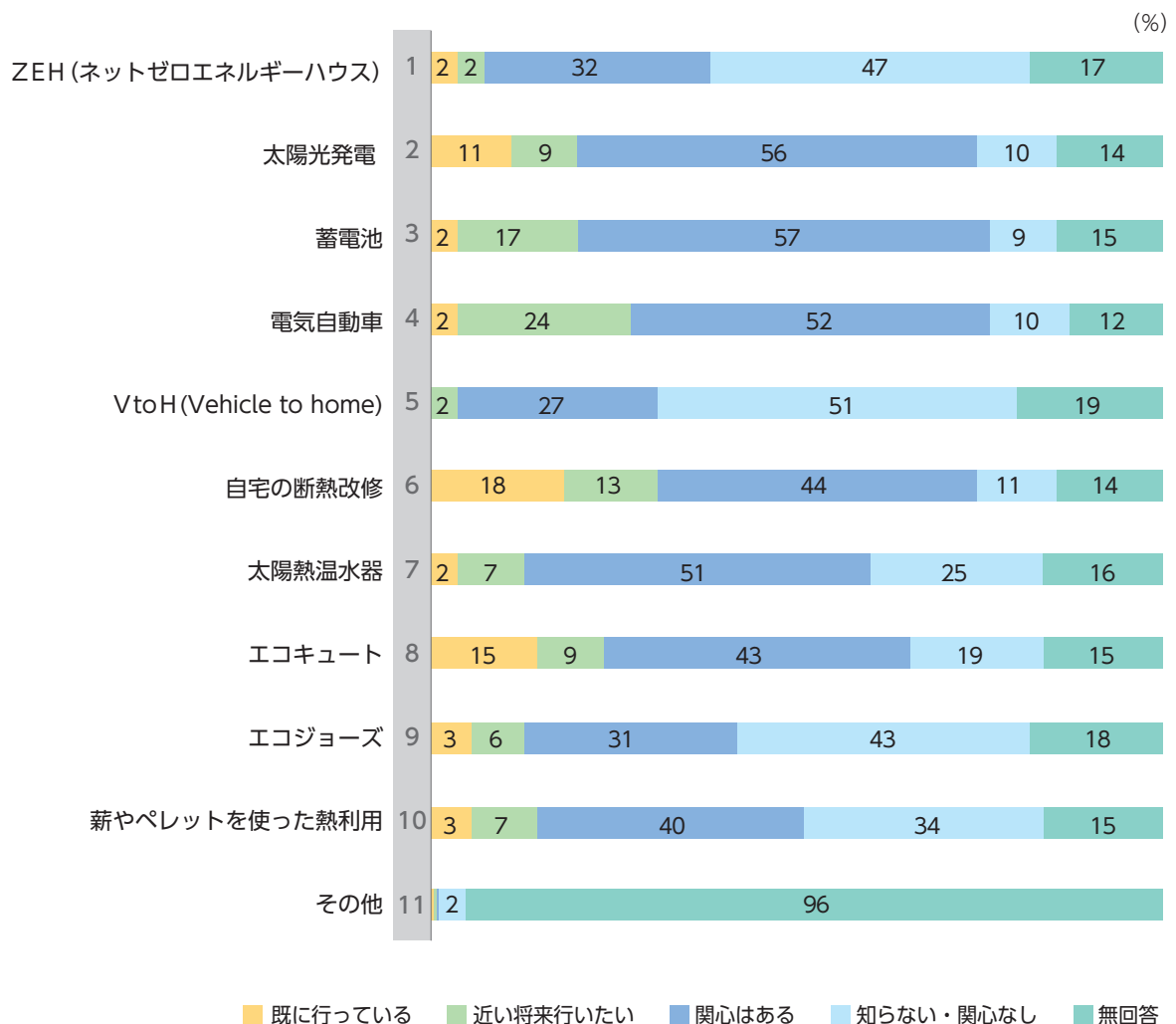
Q15

下記の自然エネルギーや省エネルギーに関することについて、今後にご家庭で導入したいと考えているものはありますか。

導入済みの設備の中で最も多かったのは、自宅の断熱改修、エコキュート、太陽光発電だった。これらと並んで、太陽光発電、蓄電池、電気自動車等、再生可能エネルギーを使った製品導入に関心がある村民が多かった。

どの選択肢に対しても、3～5割が「関心はある」と回答しているが、「既に行っている」、「近い将来行いたい」との回答は3割以下にとどまっている。

図11：家庭で導入したいと考えている自然エネルギーや省エネルギーの機器

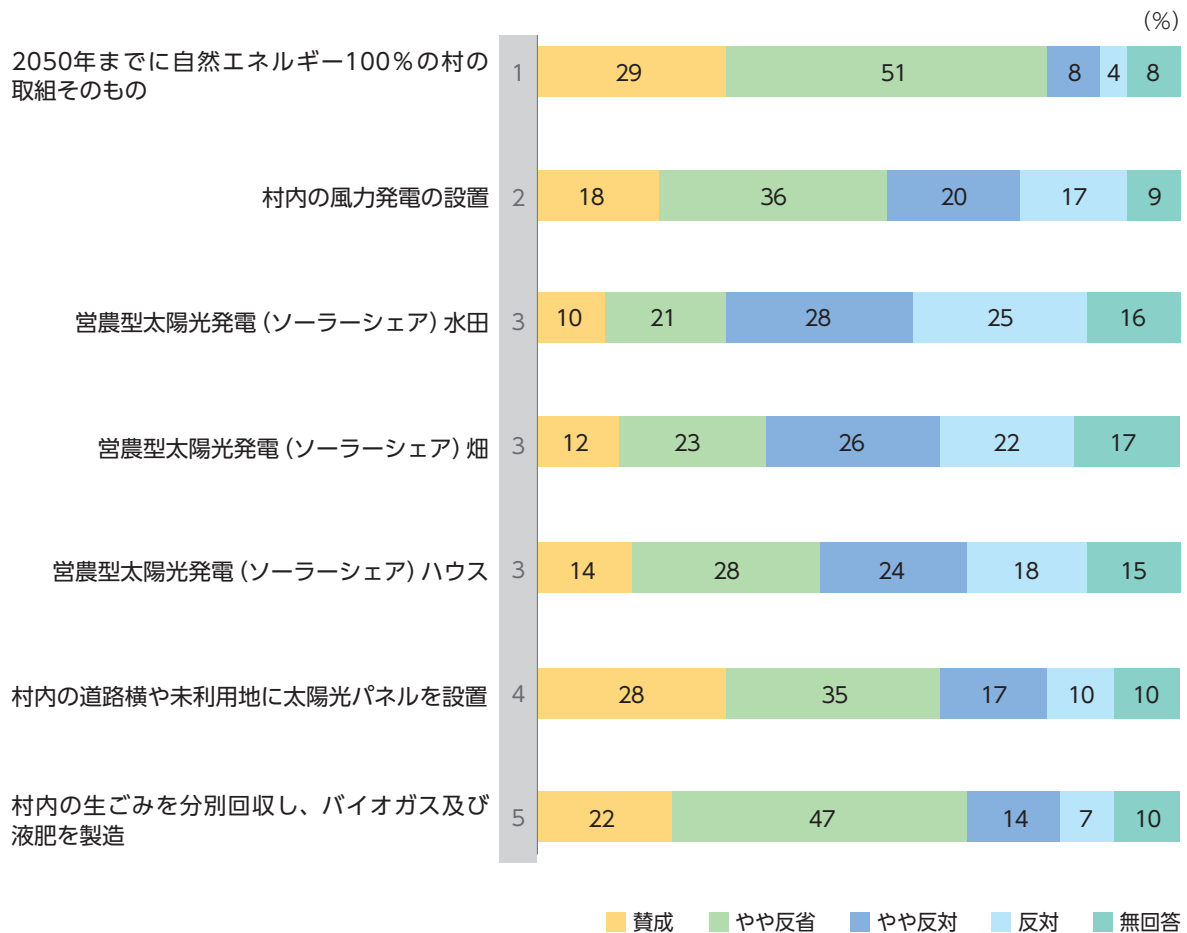


Q16

2050年までに自然エネルギー100%の村を目指すにあたり、次のことをどう思われますか。

「2050年までに自然エネルギー100%の村の取組そのもの」に「賛成」、「やや賛成」するとの回答が約8割あり、村の自然エネルギーへの取組は村民に支持されている。個別の取組については、「村内の生ごみを分別回収し、バイオガス及び液肥を製造」が最も多く、約7割の村民が賛成している。営農型太陽光発電に肯定的な意見は3～4割程度で、畑や水田に設置するソーラーシェアよりも、ハウスでの設置に対して肯定的な意見が多かった。

図12：2050年までに自然エネルギー100%の村を目指すことについての意見



Q17

最後にあなたについてお伺いします。

図13：回答者の性別

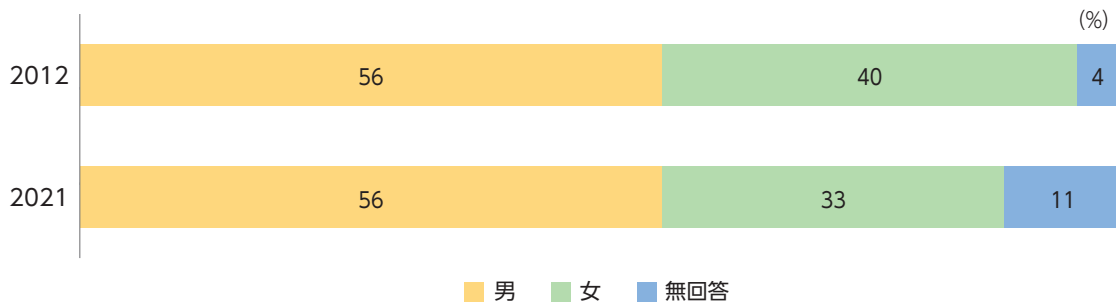


図14：回答者の年齢

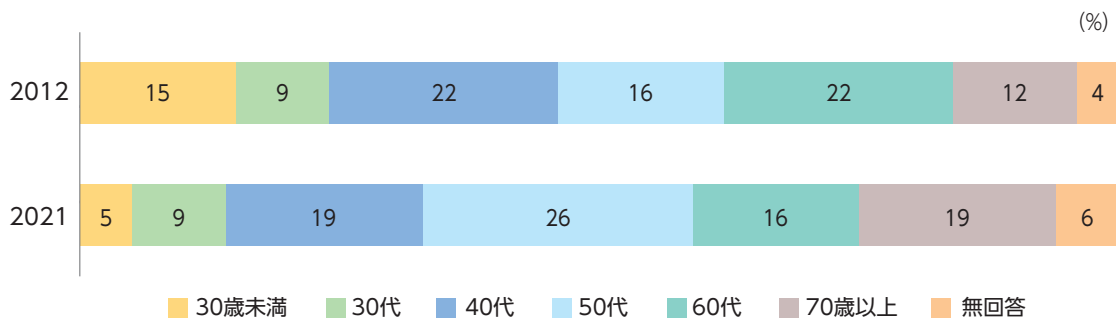


図15：回答者の職業

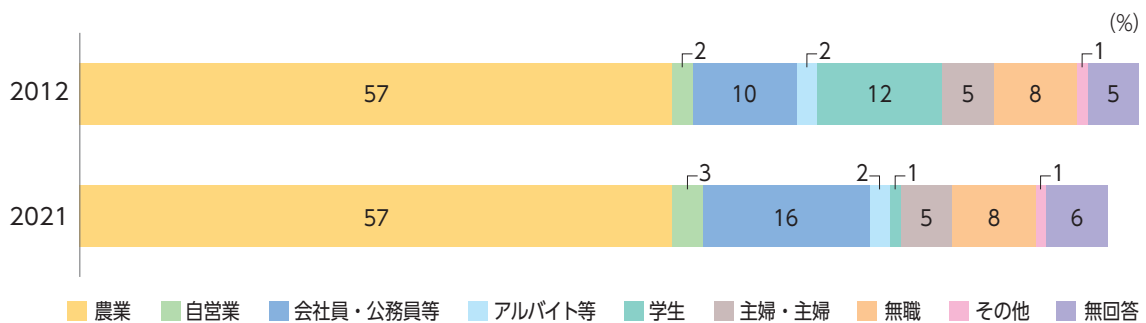


図16：回答者の世帯人数

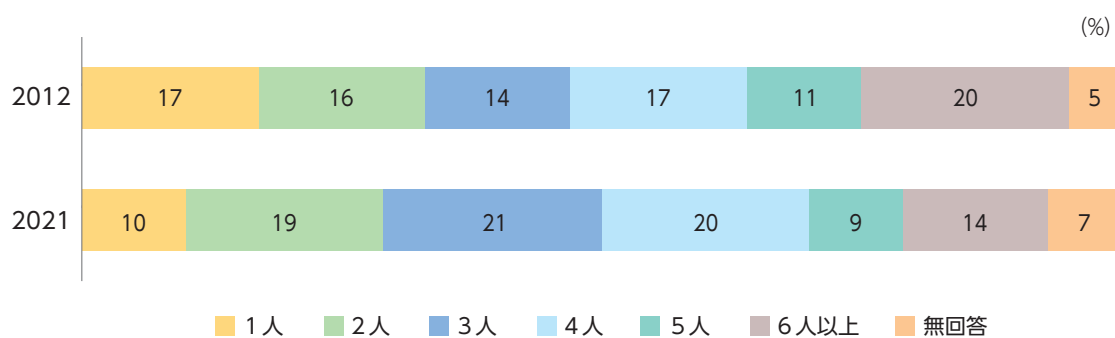


図17：回答者の大湊村での居住年数

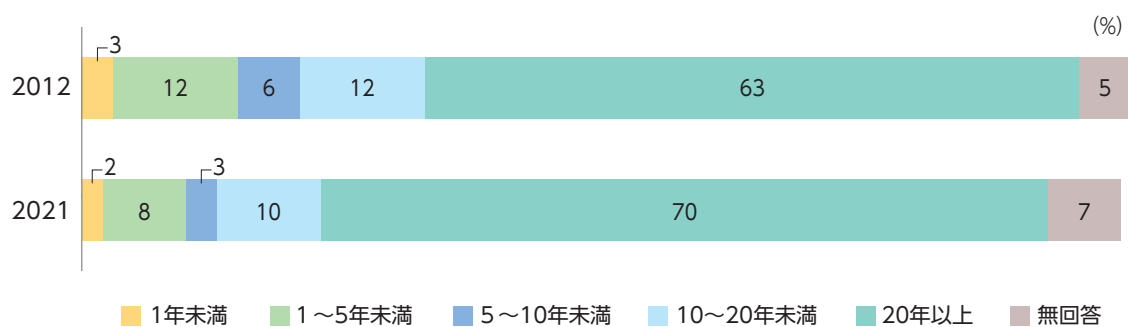
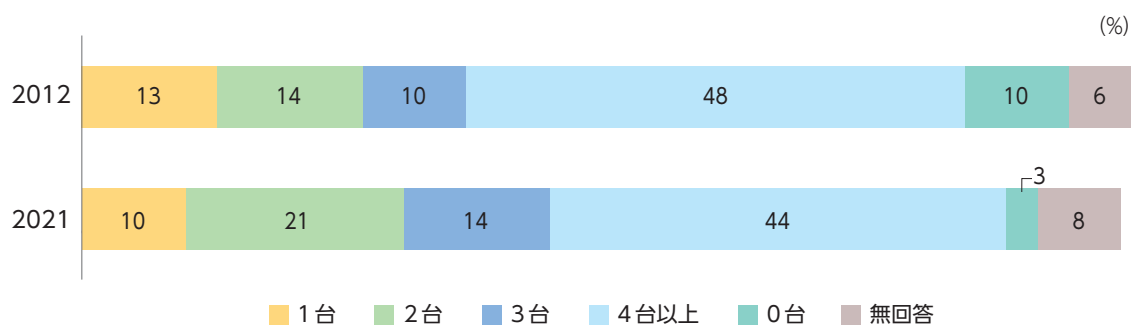


図18：回答者の世帯の自動車の保有台数



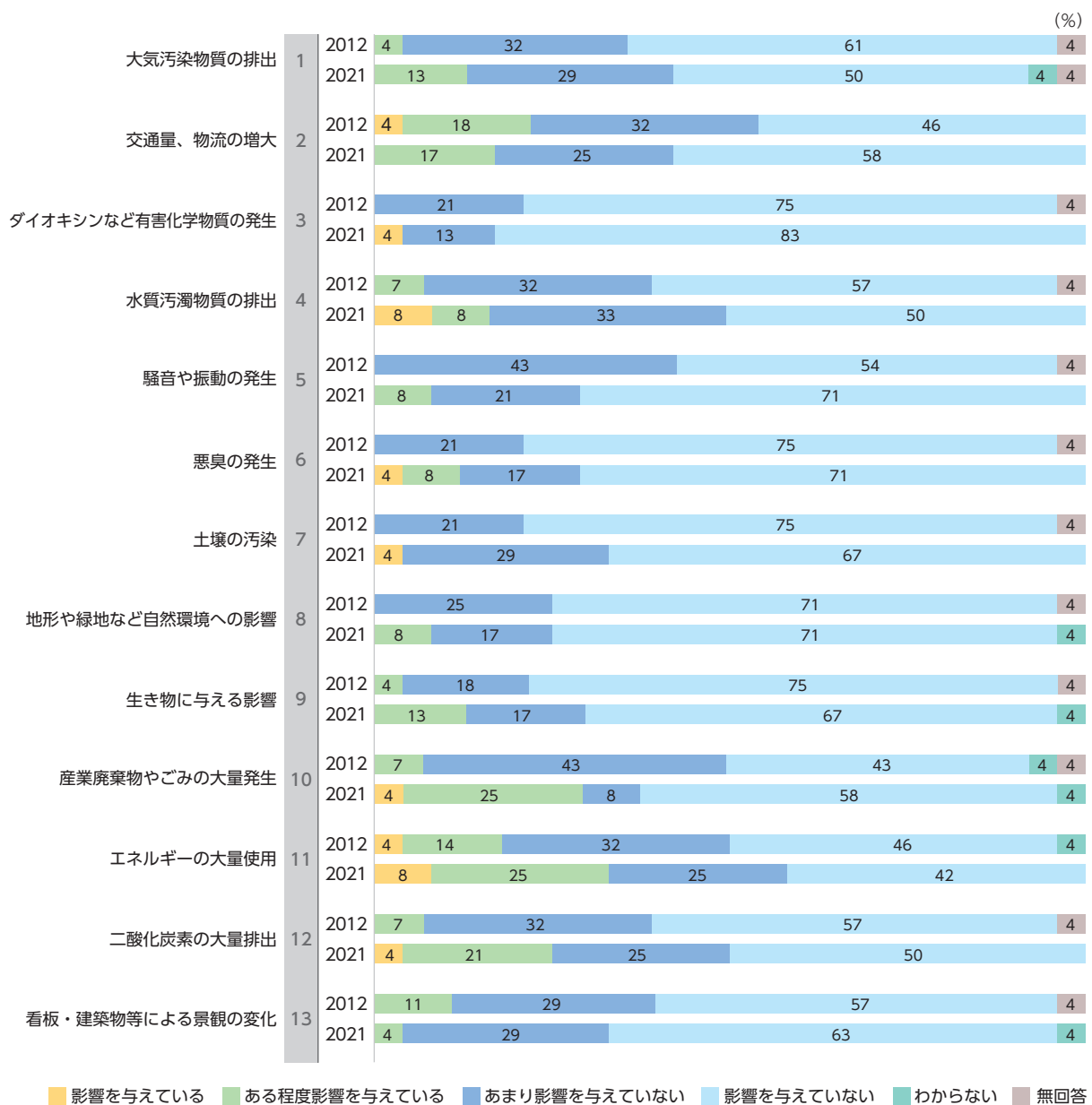
(3) 事業者アンケート 調査結果

Q1

貴事業所の事業活動が、地域の環境に及ぼしている状況について、どのように考えていますか。(それぞれあてはまるものに○をつけてください)

事業活動が地域の環境に及ぼしている状況に関して、10年前に比べて「影響を与えている」「ある程度影響を与えている」と考えている事業所が13項目のうち11項目で増加した。

図1：自社の事業活動が地域の環境に及ぼしている影響



Q2

事業所等が環境改善に取り組むしくみとして、次にあげるものの認知度と取組についてお答えください。(それぞれあてはまるものに○をつけてください)

ISO14001、エコアクション21、エコステージ、KESについては2012年比でほとんど認知度は変わらず低いままであり、認知度を増加させる活動が今後さらに必要であると考えられる。

取組についても、多くの項目で「取り組む予定はない」という回答の割合が高く、2012年から変化していない。一方で「環境に関する経営方針の制定」、「環境に関する行動計画や数値目標の設定」、「SDGsに関する取組」では取組に前向きな回答が過半数を占めており、事業所にとって始めやすい取組であると考えられる。

図2-1：環境改善の取組の認知度

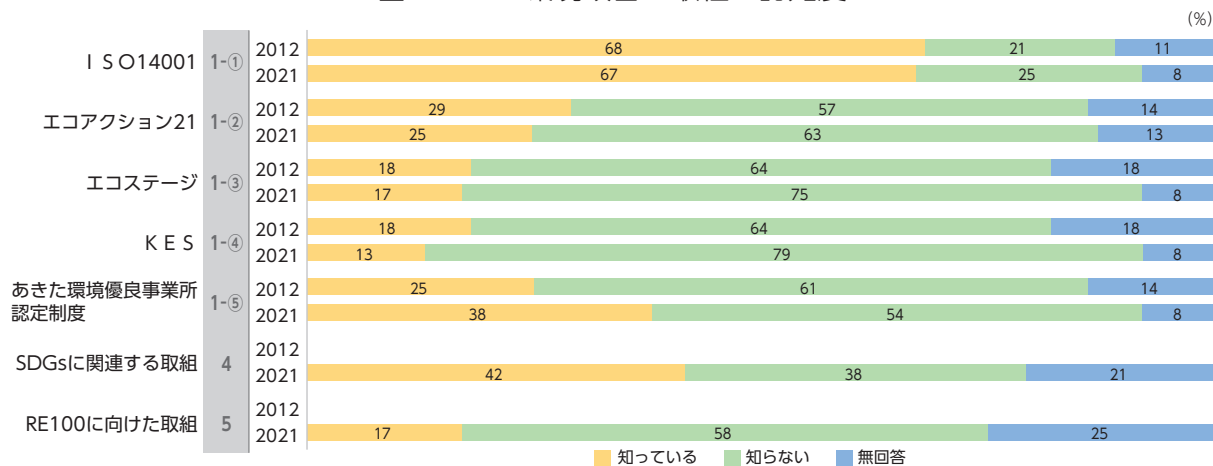
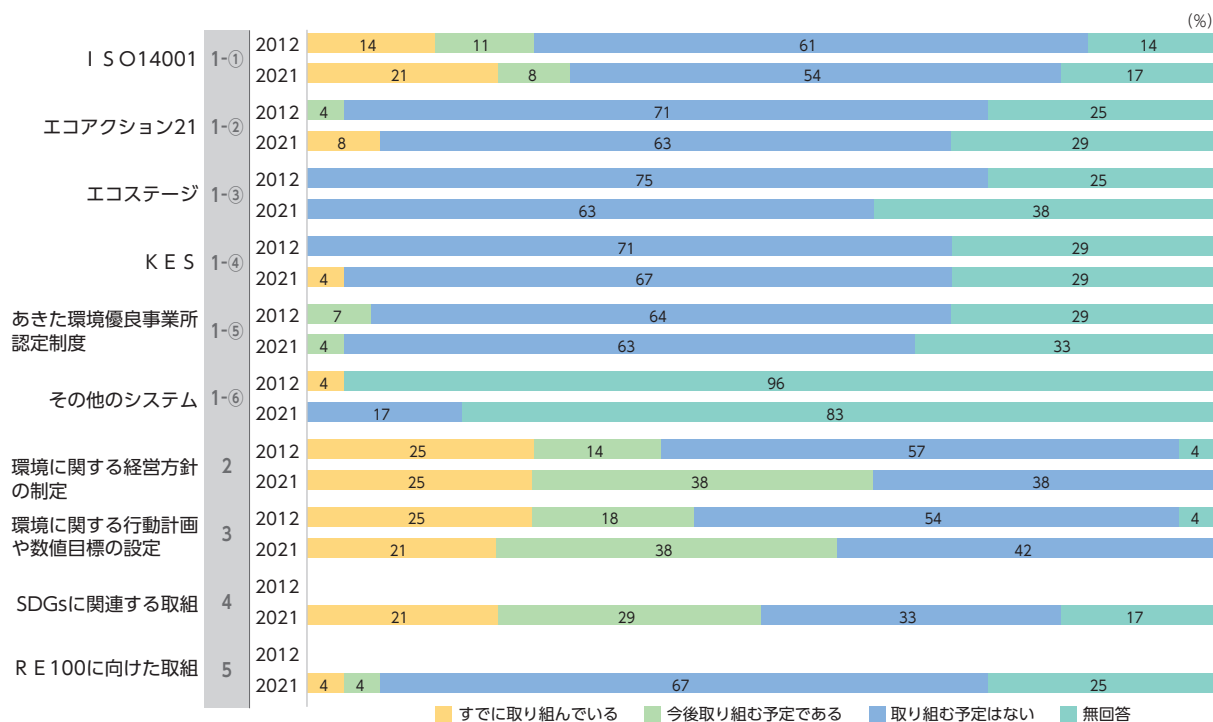


図2-2：環境改善の取組

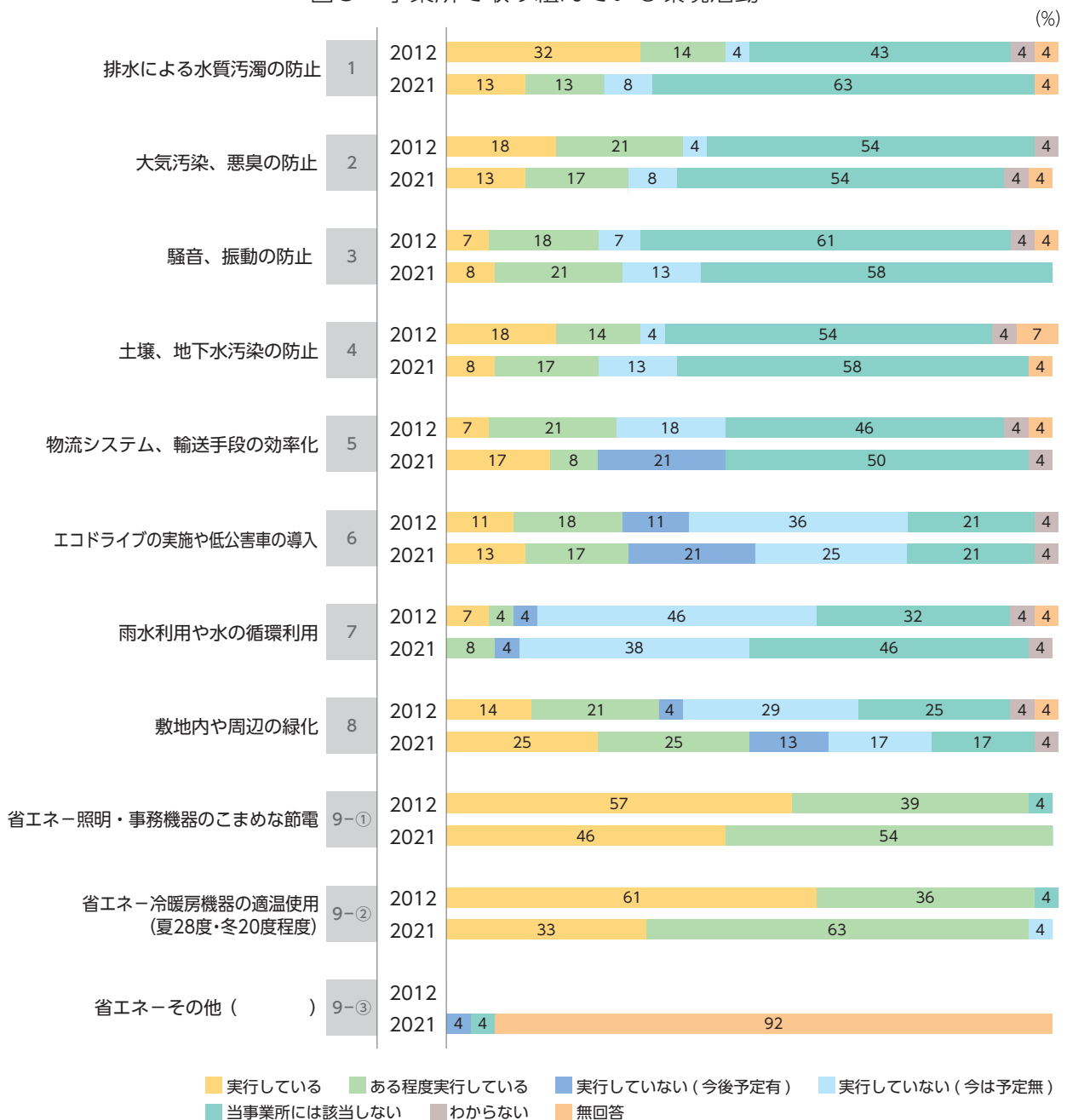


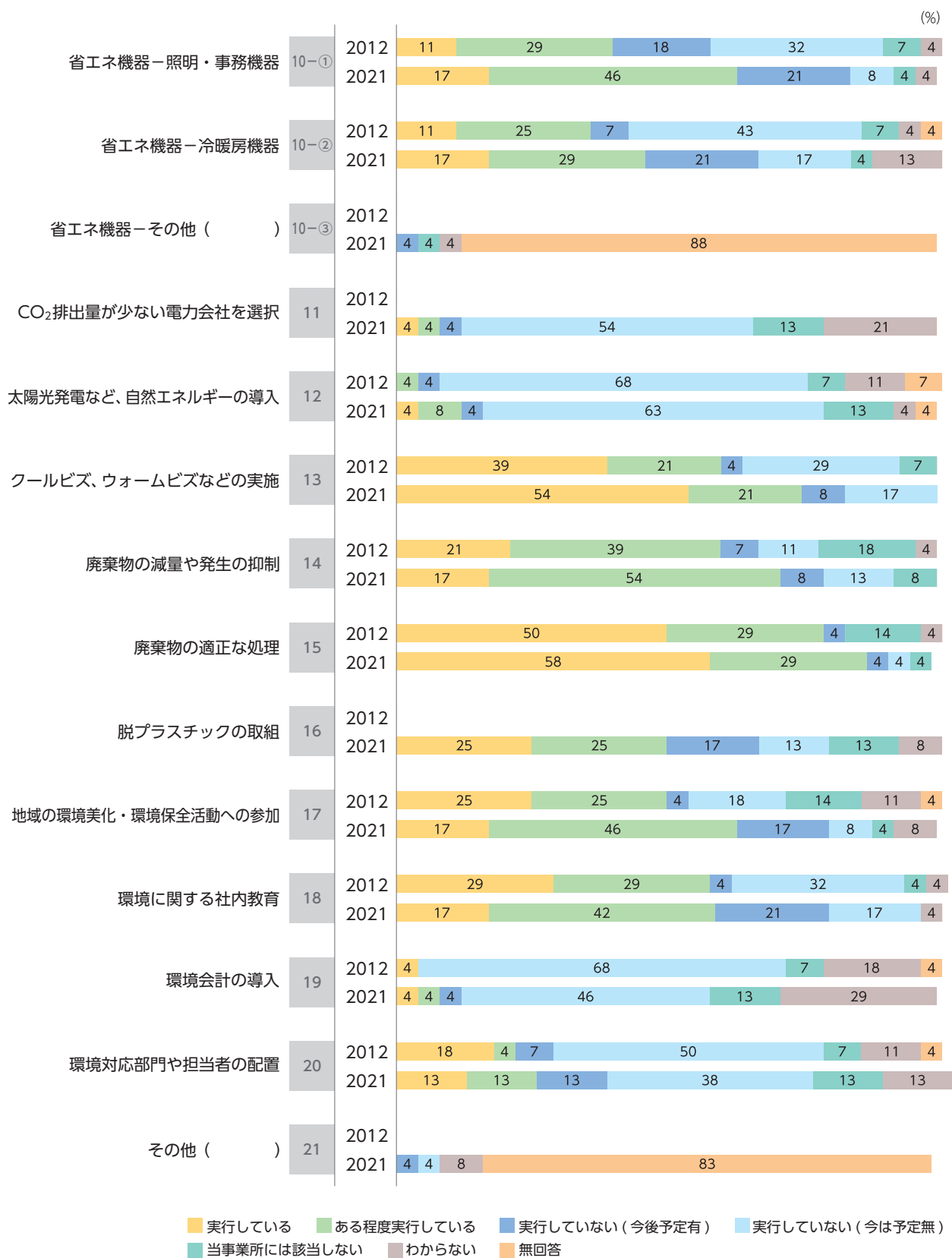
Q3

以下の項目について貴事業所での取組をお答えください。

省エネの実施については2012年と同様にほとんど全ての事業所が取り組んでいた。CO₂排出量が少ない電力会社の選択、自然エネルギーの導入に関しては「実行していない(今は予定無)」という回答が過半数を越えており、企業にとって難しい取組であると考えられる。環境会計の導入については、実行している事業所が2012年比で増加しているものの、「わからない」という回答が約30%と高かった。

図3：事業所で取り組んでいる環境活動



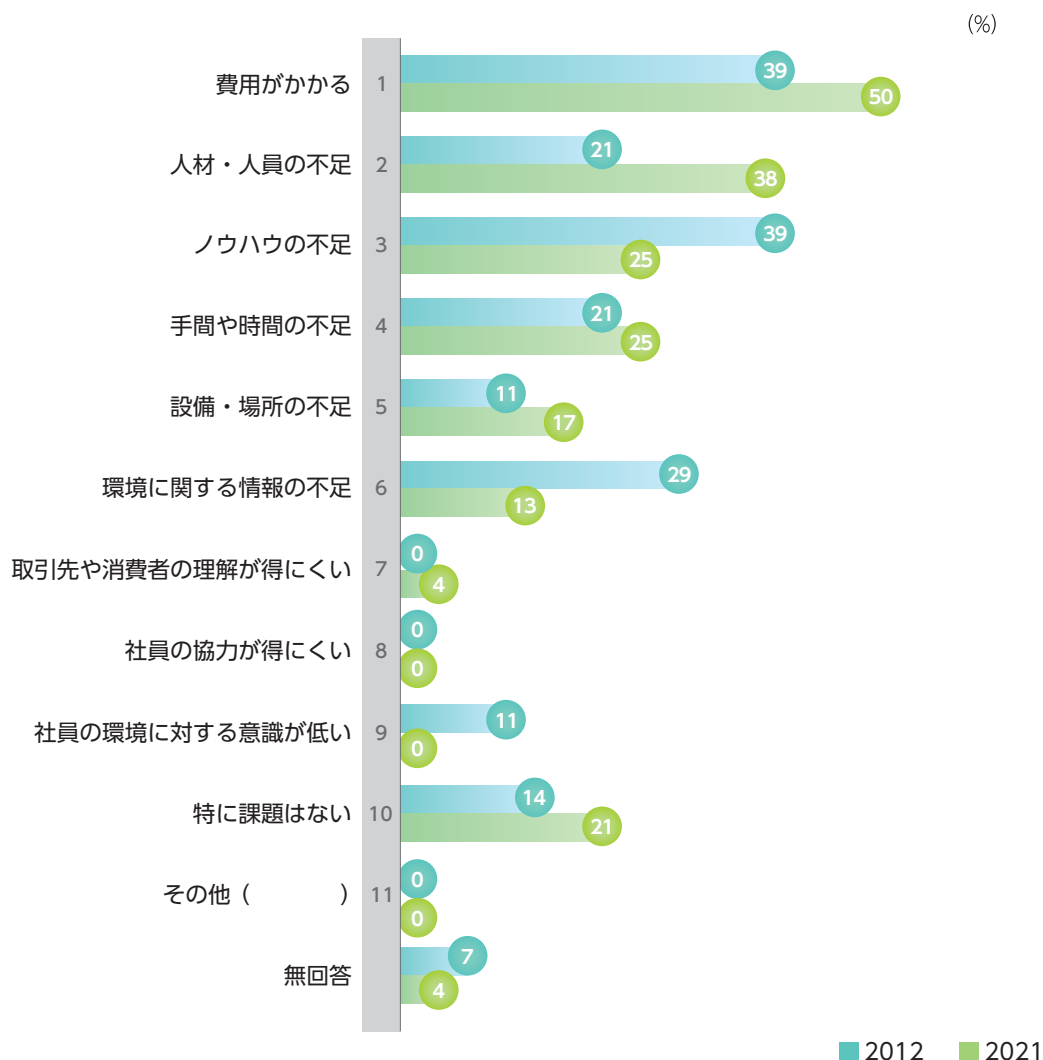


Q4

貴事業所が環境問題への取組を進めるうえで、課題となっていることはなんですか。(最大3つまで選んで○をつけてください)

「ノウハウの不足」・「環境に関する情報の不足」が2012年比で大きく減少しており、約10年間で環境に関するノウハウ・情報が広まってきたと考えられる。一方で「費用がかかる」・「人材・人員の不足」・「手間や時間の不足」・「設備・場所の不足」という回答が増加しており、取組に関する情報はあっても実行に移すうえで様々な制約が存在しており、それが課題となっていることがわかる。

図4：環境問題への取組を進めるうえでの課題

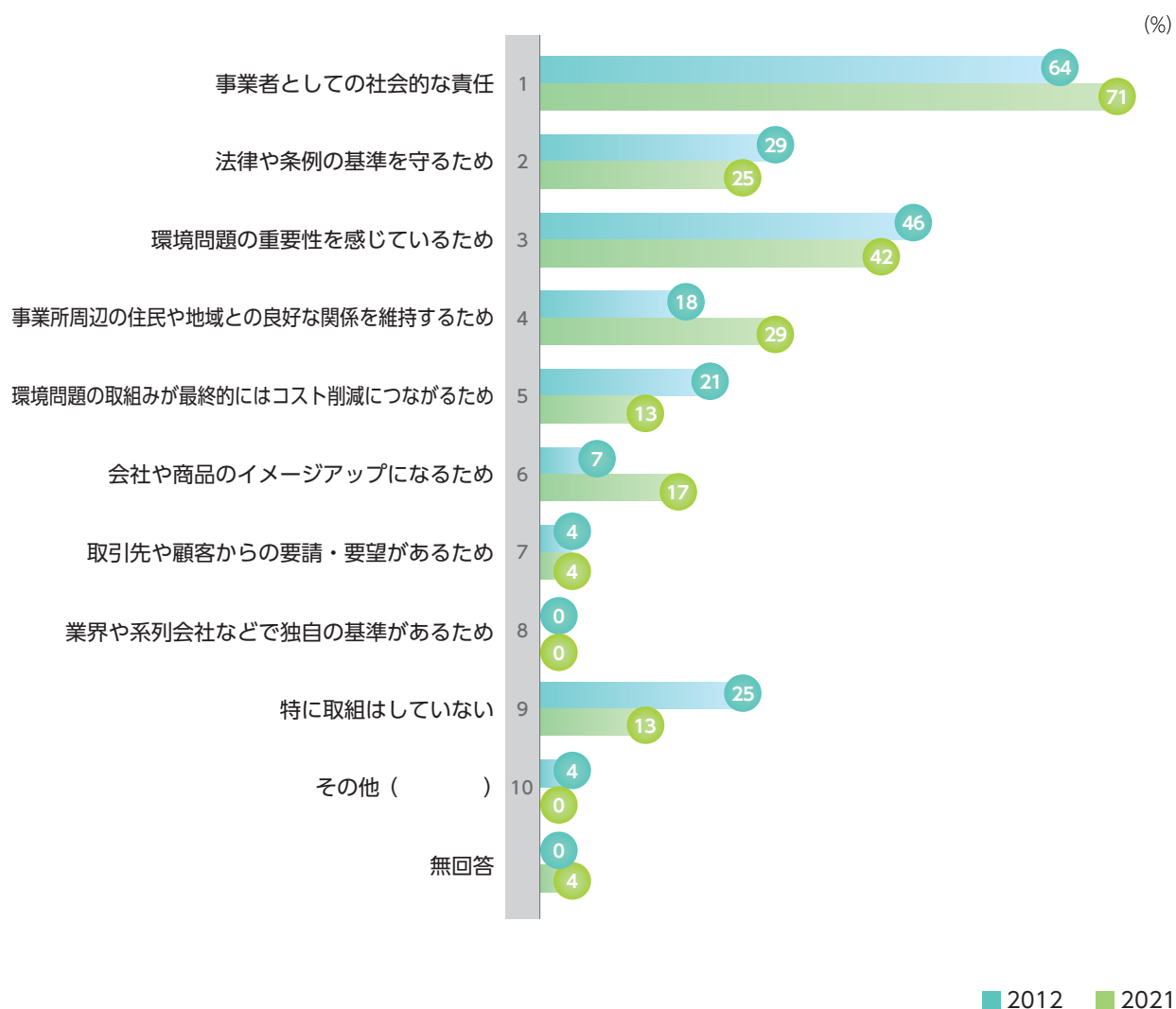


Q5

貴事業所が環境問題に取り組む理由はなんですか。(最大3つまで選んで○をつけてください)

2012年同様、「事業者としての社会的な責任」という回答が多かった。「会社や商品のイメージアップ」という回答が2012年比で増加しており、消費者の環境への関心の高まりを事業者が意識していると考えられる。

図5：環境問題に取り組む理由

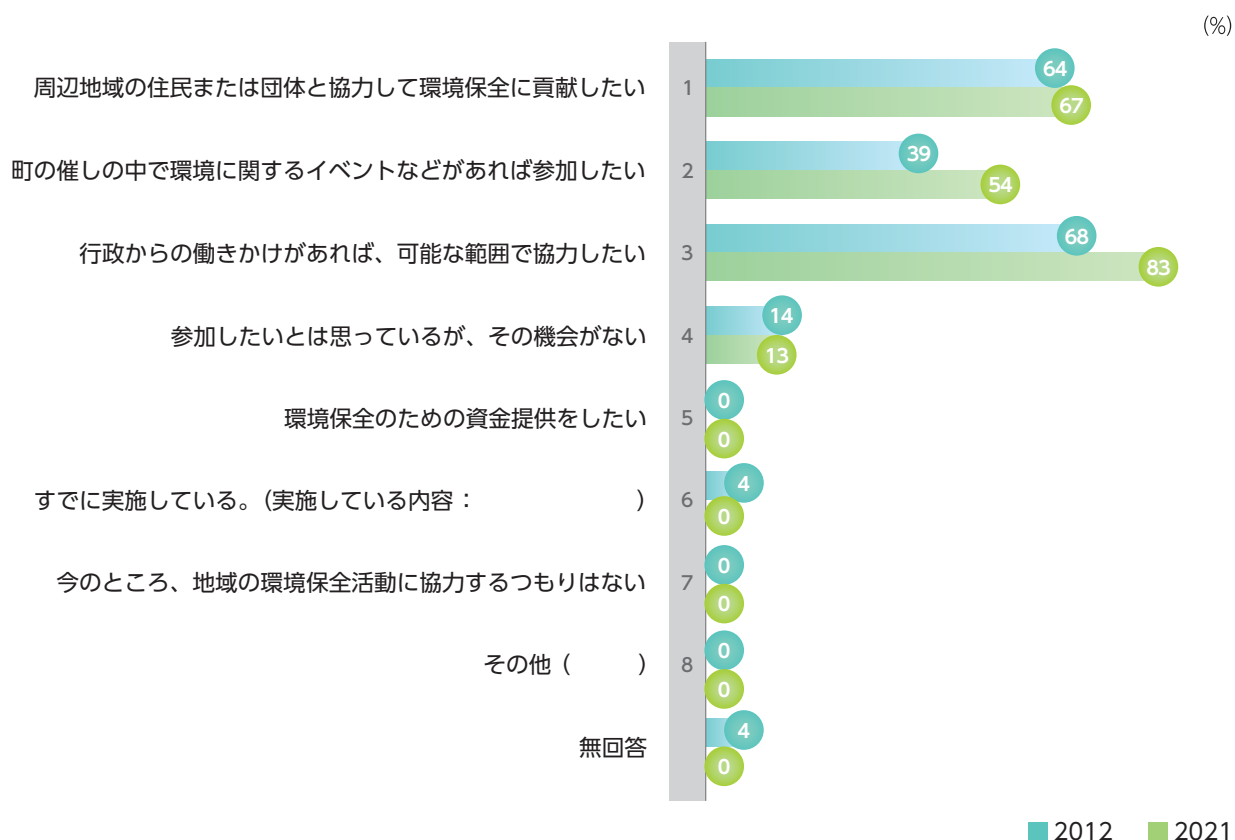


Q6

貴事業所では、地域に対する環境保全活動についてどのように考えていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

「地域の環境保全活動に協力するつもりはない」という回答は2012年同様にゼロであった。何かしらの機会があれば活動に参加したいと考える事業所は2012年比で増加している。

図6：地域に対する環境保全活動について

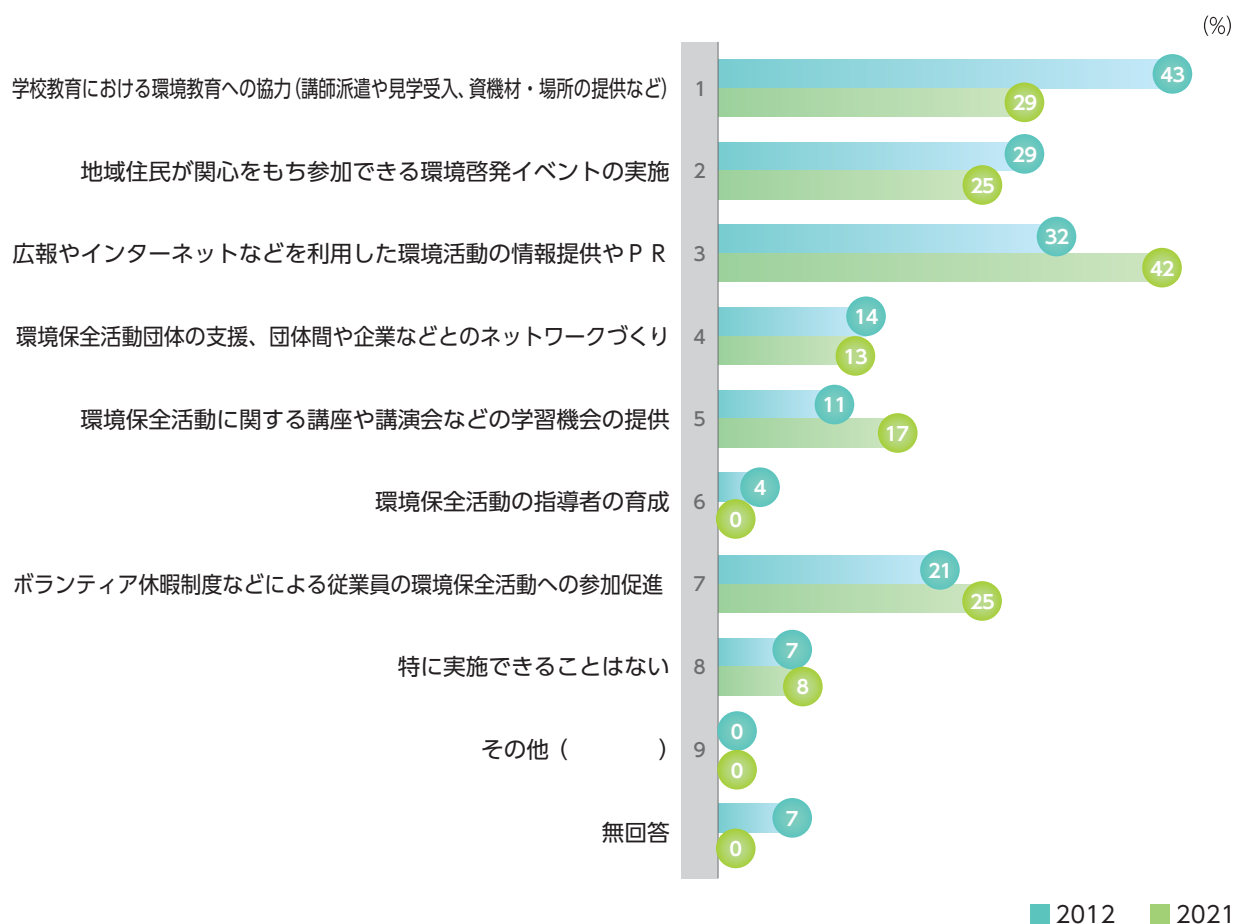


Q7

貴事業所が、今後村民とともに環境保全活動を推進していく場合、どのようなことが実施可能だと考えますか。(最大3つまで選んで○をつけてください)

「環境教育への協力」・「環境活動の情報提供やPR」という回答が2012年同様、約30～40%と高かった。

図7：実施可能な環境保全活動

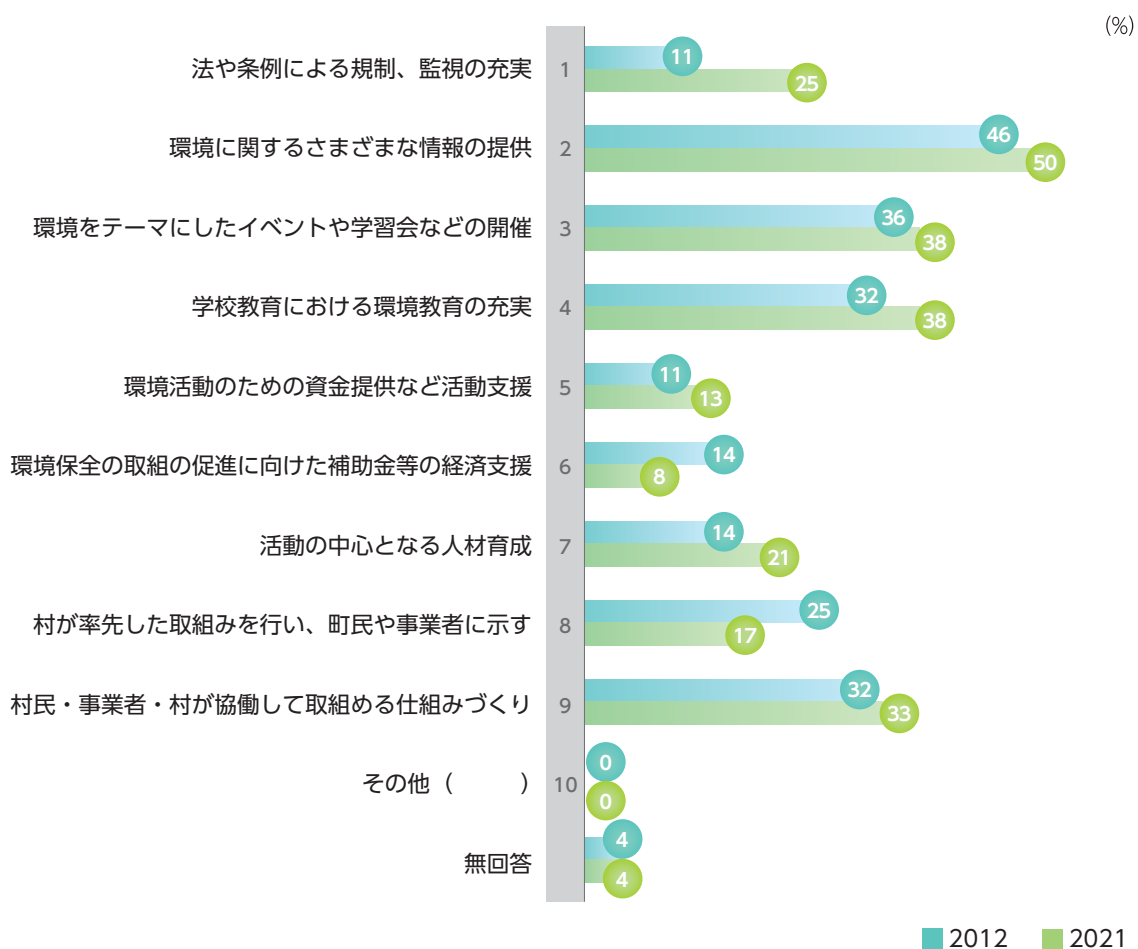


Q 8

村は環境活動をより活発にするためにどのような取組を進めるべきだと思いますか。(最大3つまで選んで○をつけてください)

「環境に関するさまざまな情報の提供」という回答が2012年同様に最も多かった。

図8：環境活動をより活発にするために村が行うべきこと

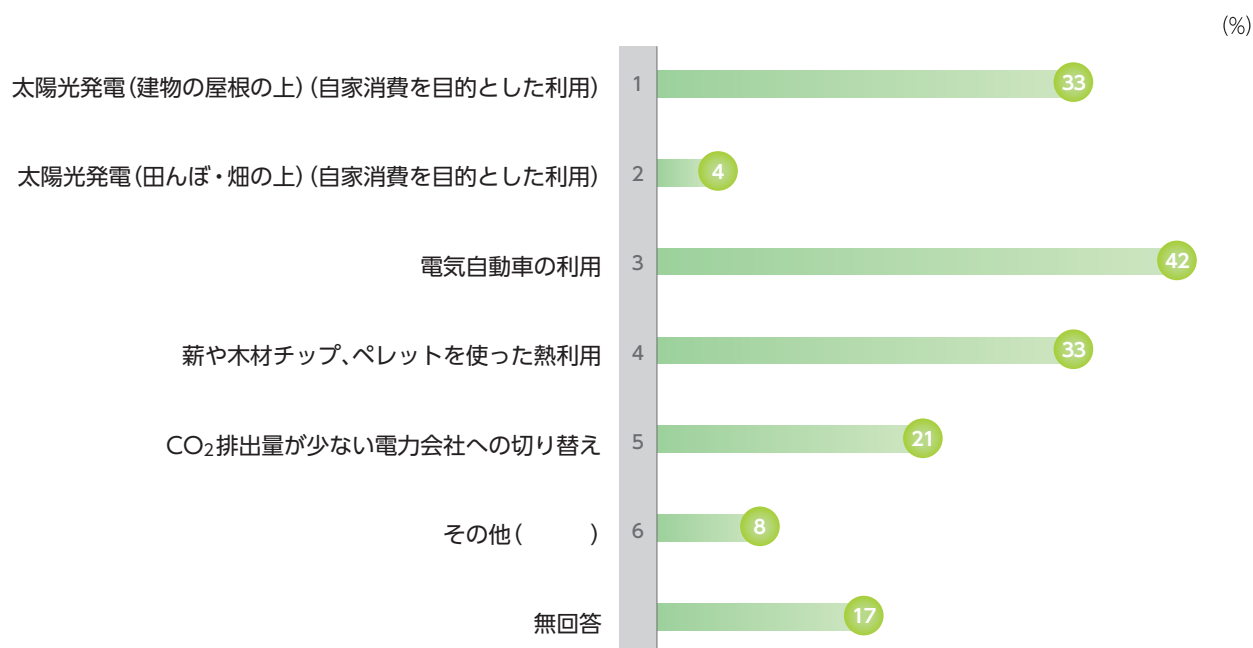


Q9

下記のうち、採算が合えば導入したいと考えているものはありますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

「電気自動車の利用」が42%と最も多く、次いで「太陽光発電（建物の屋根の上）」・「薪や木材チップ、ペレットを使った熱利用」という回答が33%と多かった。

図9：採算が合えば導入したい機器

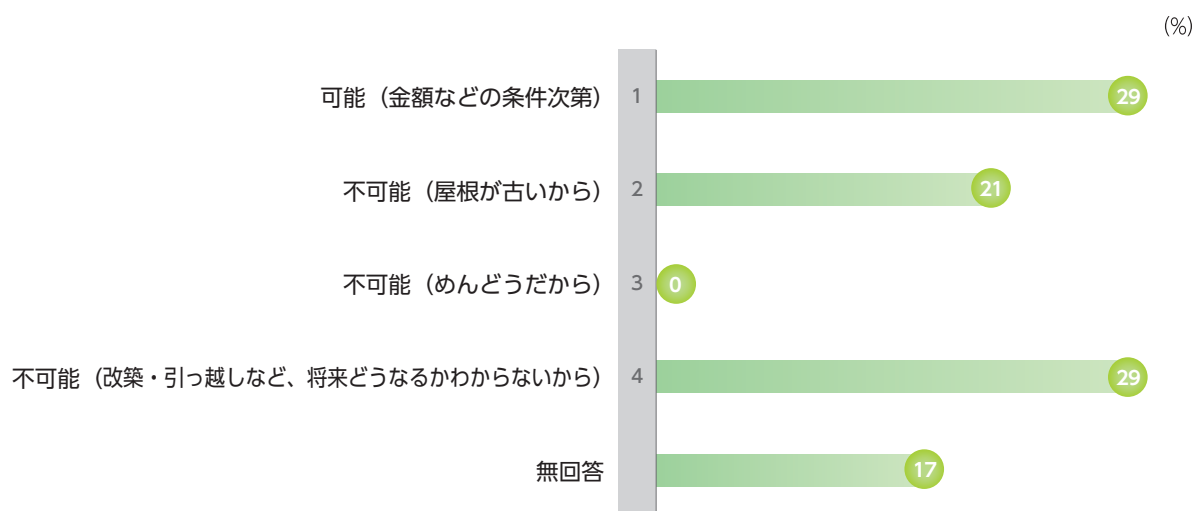


Q10

貴事務所の屋根を第三者に貸して太陽光パネルを設置することは可能ですか。(初期投資・メンテナンス費用は不要で、従来より安い価格で電気を購入できます。15-20年後の契約期間終了後、太陽光パネルは貴事務所のものになります。[PPAモデル]とされています。)

「可能（金額などの条件次第）」という回答が29%だったが、「不可能（改築・引っ越しなど、将来どうなるかわからないから）」という回答も同じく29%であった。

図10：屋根を第三者に貸して太陽光パネルを設置する可能性



Q11

貴事業所で実施している環境活動、省エネやSDGsを意識した取組などがあれば教えてください。

- 2019年10月に「あきぎんSDGs宣言」を制定済みです。(地域環境の保全について取組を定めています)
- 敷地内外の清掃・草刈り 電気料の削減
- SDGsとして(法人グループ全体)
- エコ活動(LED切り替え)、トイレ便座を閉めるなど
- コンポスト設置によるゴミ削減
- すでに太陽光パネルが設置されているが、まだスペースがあります。
- 管理体制事業の一環でマコモ植栽を行っている

Q12

大潟村の環境行政についてご意見などがありましたら、ご自由にお書きください。

- 大潟村の豊かな自然環境は、村にとっても秋田県にとっても貴重な財産となっています。この自然環境をより良くするため、また大潟村の発展のため、引き続き協力してまいります。
- まずは水質を改善されてはいかがでしょう？
- ソーラーカーで有名なエリアでもあるため、問10のような施策を村全体で実施できると良いと思います。風の強いエリアで冬の吹雪対策になる発電方法を企業と連携し開発してほしいです。風力発電は良いと思いますが、設置場所により景色が台無しになるので(例 桜となの花ロード 男鹿方面)考慮していただきたいと感じます。



大潟村環境基本計画

～豊かな自然環境と共生する村～

編集／発行 大潟村 生活環境課

〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1
TEL 0185-45-2115 FAX 0185-45-2162

印刷：株式会社八郎潟印刷